

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
1・3 P9	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 東日本大震災の教訓と課題</p> <p>1 主な課題</p> <p>(9) 原子力災害への対応と風評対策 (省略)</p> <p>放射能汚染に対しては除染活動が進められているが、その円滑な推進とともに、風評の払拭が重要な課題である。いわき製品の販売不振や観光客の激減など地域経済への影響も甚大であり、根気強い取り組みが必要とされる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 東日本大震災の教訓と課題</p> <p>1 主な課題</p> <p>(9) 原子力災害への対応と風評対策 (省略)</p> <p>放射能汚染に対しては、除染活動の円滑な推進とともに、風評の払拭が重要な課題である。いわき製品の販売不振や観光客の激減など地域経済への影響も甚大であり、根気強い取り組みが必要とされる。</p>
2・1 P37	<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 自分と家族を守る災害予防と減災対策への取り組み</p> <p>2 日常の予防活動</p> <p>(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練 (新設)</p> <hr/>	<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 自分と家族を守る災害予防と減災対策への取り組み</p> <p>2 日常の予防活動</p> <p>(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練</p> <p>市は、地震や津波に関する情報を市民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努める。</p>
2・3 P.46	<p>第3節 被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>② 市民に対する防災知識の普及</p> <p>イ 普及・啓発の方法</p> <p>市は、「広報いわき」をはじめ、防災マップや津波ハザードマップ等を作成して各戸へ配布するとともに、<u>テレビ、ラジオ等を活用して市民の防災知識の向上を図る。</u></p> <p>市は、行政区や自主防災組織等の求めに応じ、情報の提供とその解説のため、市役所 出前講座等を開催する。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 要配慮者に対する防災知識の普及</p> <p>障がい者や高齢者、妊産婦や乳幼児など要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び支援者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時においては、地元行政区や自主防災組織、民生委員等が連携して避難誘導等を行うことが重要である。このため、市は、要配慮者や支援者等向けのパンフレット、チラシ等を発行して防災知識の普及に努めるとともに、<u>地域住民等に対しては、要配慮者の安全確保への支援について普及啓発に努める。</u></p>	<p>第3節 被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(4) 市の役割</p> <p>② 市民に対する防災知識の普及</p> <p>イ 普及・啓発の方法</p> <p>市は、「広報いわき」をはじめ、防災マップや津波ハザードマップ等を作成して各戸への配布や、市立図書館など多くの市民が利用する公共施設等へ備え付けるとともに、テレビ、ラジオ等を活用して市民の防災知識の向上を図る。</p> <p>市は、行政区や自主防災組織等の求めに応じ、情報の提供とその解説のため、市役所出前講座等を開催する。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 要配慮者に対する防災知識の普及</p> <p>障がい者や高齢者、妊産婦や乳幼児など要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び支援者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時においては、地元行政区や自主防災組織、民生委員等が連携して避難誘導等を行うことが重要である。このため、市は、要配慮者や支援者等向けのパンフレット、チラシ等を発行して防災知識の普及に努め、市立図書館など多くの市民が利用する公共施設等へ備え付けるとともに、<u>地域住民等に対しては、要配慮者の安全確保への支援について普及啓発に努める。</u></p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
2・8 P. 66	<p>第8節 要配慮者の安全確保</p> <p>【本庁】危機管理部、市民協働部、保健福祉部、_____、都市建設部、_____、消防本部</p> <p>【支所】地区保健福祉センター</p> <p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民（要配慮者及び家族、地元行政区、自主防災組織）、企業、ボランティア団体等 ・社会福祉関係者（社会福祉施設、医療施設、民生委員、いわき市社会福祉協議会、介護保険事業者、_____、いわき市地域包括支援センター、障がい者関係団体等）_____ ・県警察本部（いわき中央、東、南警察署）、防災関係機関、消防団 ・（公財）いわき市国際交流協会 	<p>第8節 要配慮者の避難対策</p> <p>【本庁】危機管理部、市民協働部、保健福祉部、こどもみらい部、都市建設部、教育委員会、消防本部</p> <p>【支所】地区保健福祉センター</p> <p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民（要配慮者及び家族、地元行政区、自主防災組織）、企業、ボランティア団体等 ・社会福祉関係者（社会福祉施設、医療施設、民生委員、いわき市社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援等事業者、いわき市地域包括支援センター、障がい者関係団体等）、教育施設 ・県警察本部（いわき中央、東、南警察署）、防災関係機関、消防団 ・（公財）いわき市国際交流協会
P67	<p>1 計画の目的 (省略)</p> <p>＜達成目標＞ 市は、平成25年6月の災対法改正により市の義務とされた「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、障がい者や一人暮らしの高齢者等の安全確保を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の周知に努める。 避難行動要支援者のうち本人の同意を得られた者については、避難支援等関係者との間で情報共有を図るとともに、避難支援体制の構築_____など、平時の備えを強化する。 市及び福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、関係機関と連携して要配慮者の受け入れに対応できる体制を構築する。在宅で介護を要する市民についても、安全に避難を支援できる体制を確立する。 また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。</p>	<p>1 計画の目的 (省略)</p> <p>＜達成目標＞ 市は、平成25年6月の災対法改正により市の義務とされた「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、障がい者や一人暮らしの高齢者等の安全確保を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の周知に努める。 避難行動要支援者のうち本人の同意を得られた者については、避難支援等関係者との間で情報共有を図るとともに、避難支援体制の構築や、個別避難計画の策定など、平時の備えを強化する。 市及び福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、関係機関と連携して要配慮者の受け入れに対応できる体制を構築する。在宅で介護を要する市民についても、安全に避難を支援できる体制を確立する。 また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。</p>
P67	<p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①②③④⑤ (省略)</p> <p>(新設) _____ _____ _____</p> <p>(2) 市の役割</p>	<p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①②③④⑤ (省略)</p> <p>⑥ 要配慮者利用施設の管理者等の役割 浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の管理者等は、円滑かつ、迅速な避難体制の確保を図るため、避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施する。</p> <p>(2) 市の役割</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P68	<p>ア (省略)</p> <p>イ 避難行動要支援者制度の周知に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を基に個別 _____ 計画を作成し、避難支援 _____ 関係者との間で情報共有を図ることで、円滑な避難支援体制の構築に努める。</p> <p>_____</p> <p>ウ 同名簿の市外部への公表にあたっては、避難行動要支援者本人（親権者や法定代理人等を含む）の同意を得るほか、避難支援等関係者に対し個人情報の管理を厳正に行うよう指導を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>エ (省略)</p> <p>オ (省略)</p> <p>カ 要配慮者 _____ と避難支援等関係者間の協力関係を強化し、災害発生時の対応力の拡充・強化を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>_____</p>	<p>ア (省略)</p> <p>イ 避難行動要支援者制度の周知に努めるとともに、避難行動要支援者名簿に係る個別避難 計画を作成し、避難支援等関係者との間で情報共有を図ることで、円滑な避難支援体制の構築に努める。</p> <p>なお、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合はこの限りでない。</p> <p>ウ 同名簿の市外部への公表にあたっては、避難行動要支援者本人（親権者や法定代理人等を含む）の同意を得るほか、避難支援等関係者に対し個人情報の管理を厳正に行うよう指導を行う。</p> <p>なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、本人の同意なく名簿情報を提供することができる。</p> <p>エ (省略)</p> <p>オ (省略)</p> <p>カ 避難行動要支援者 と避難支援等関係者間の協力関係を強化し、災害発生時の対応力の拡充・強化を図る。</p> <p>キ 市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討を行う。</p>
P69	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>①②③ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>①②③ (省略)</p> <p>④ 個別避難計画の作成</p> <p>市は、防災担当部局や保健福祉部など関係部局の連携の下、避難支援等の関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者本人が避難先等を確認できるよう個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、避難支援に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。</p>
P70	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>⑤ 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方</p> <p>市は限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高いものから個別避難計画を作成することが適当であり、必要に応じ次の点を踏まえ、作成の優先度を判断し作成する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P71	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> (新設) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> ④ 適切な情報管理 市は、避難行動要支援者名簿 <u> </u> の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、以下の事項に留意して行う。 ア 名簿 <u> </u> には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。 イ 災対策に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。 ウ 施錠可能な場所で名簿を保管するよう指導する。 エ 名簿 <u> </u> を必要以上に複製しないよう指導する。 オ 名簿 <u> </u> の提供先が個人ではなく団体である場合には、当該団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。 カ 名簿情報 <u> </u> の取扱状況について、定期的に報告を求める。 キ 名簿 <u> </u> の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。 ⑤ 名簿の更新と共有 (省略) (新設) <hr/>	ア 地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定・津波災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）等） ※1 イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度 ※2 ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況 ※3 ※1 個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップ上で危険な場所の周辺に居住する者については、特に優先的に作成する。 ※2 心身の状況について、医療機器（人口呼吸器等）用の電源喪失等が命に係わる者については、優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。 ※3 家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいる場合等、避難をともしにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。 ⑥ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方 市個別避難計画には、当該避難行動要支援者の名簿の情報に加え、本人等から、家族や避難支援等関係者の情報、緊急時の連絡先、避難にあたっての留意点について情報提供を受け、該当する自主防災組織または行政区、消防団、民生児童委員、災害に応じた避難所等を記載する。 ⑦ 適切な情報管理 市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、以下の事項に留意して行う。 ア 名簿及び個別避難計画情報には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。 イ 災対策に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。 ウ 施錠可能な場所で名簿を保管するよう指導する。 エ 名簿及び個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう指導する。 オ 名簿及び個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、当該団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。 カ 名簿及び個別避難計画情報の取扱状況について、定期的に報告を求める。 キ 名簿及び個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。 ⑧ 名簿の更新と共有 (省略) ⑨ 個別避難計画の更新 市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも半年に1度情報の

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P72	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>⑥ 情報伝達体制の整備 津波警報等や避難指示等の緊急情報を要配慮者や避難支援等関係者に迅速かつ正確に周知または伝達できるよう、FMいわきへの緊急割込み放送、災害情報共有システムを利用したテレビのデータ放送のほか、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、FAX、市ホームページ、SNS _____ など、多様な情報伝達体制の整備を図る。</p> <p>また、防災行政無線の戸別受信機や緊急告知機能付きFMラジオ（防災ラジオ）など情報受信に必要な資機材等を避難支援等関係者に貸与するなどにより、要配慮者への迅速な情報伝達の体制を整備する。</p> <p>⑪ 保健・福祉対策 災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等からの人材、ボランティア等との協力体制を整備する。</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 発災時に、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、 _____ 福祉関係者、地元行政区等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。</p> <p>⑫ 訓練の実施 避難行動要支援者の個別 _____ 計画に基づき、避難支援等関係者の参加のもと避難訓練等を実施し、必要に応じて個別 _____ 計画の修正等を行う。</p> <p>（省略）</p>	<p>確認を行い、更新が必要となる判断は以下の具体例のほか、当該避難行動要支援者の個別の事情に応じ実施する。</p> <p>ア 避難行動要支援者の状態に変動があったとき（転居、心身の状況等）</p> <p>イ 災害時の情報伝達方法に変動があったとき（緊急連絡先、情報伝達手段等）</p> <p>避難誘導の方法等に変動があったとき（避難支援等関係者、避難先、移動手段）</p> <p>⑩ 情報伝達体制の整備 津波警報等や避難指示等の緊急情報を要配慮者や避難支援等関係者に迅速かつ正確に周知または伝達できるよう、FMいわきへの緊急割込み放送、災害情報共有システムを利用したテレビのデータ放送のほか、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、FAX、市ホームページ、SNS 及び、自動電話発信システムなど、多様な情報伝達体制の整備を図る。</p> <p>また、防災行政無線の戸別受信機や緊急告知機能付きFMラジオ（防災ラジオ）など情報受信に必要な資機材等を避難支援等関係者に貸与するなどにより、要配慮者への迅速な情報伝達の体制を整備する。</p> <p>⑪ 保健・福祉対策 災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等からの人材、ボランティア等との協力体制を整備する。</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 発災時に、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、 障害福祉サービス事業者、障害児通所支援等事業者、福祉関係者、地元行政区等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。</p> <p>⑫ 訓練の実施 避難行動要支援者の個別 避難 計画に基づき、避難支援等関係者の参加のもと避難訓練等を実施し、必要に応じて個別 避難 計画の修正等を行う。</p> <p>（省略）</p>
P74	<p>(5) 外国人への対策 外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前にニーズの多い英語、中国語、韓国語や、やさしい日本語 _____ での情報提供により、必要な情報をきちんと伝達しておく。</p> <p>(新設) _____</p> <p>_____</p>	<p>(5) 外国人への対策 外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前にニーズの多い英語、中国語、韓国語や、やさしい日本語 などでの情報提供により、必要な情報をきちんと伝達しておく。</p> <p>(6) 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者は、本人または家族等の生命および身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
<p>2・9 P75</p> <p>P76</p> <p>P77</p>	<p>第9節 津波災害予防</p> <p>【本庁】危機管理部、土木部、都市建設部、消防本部 【支所】市民課（総務係、市民福祉係） 【関係機関】県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所 ）</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(3) 業務の内容</p> <p>① （省略）</p> <p>② 津波避難計画の策定</p> <p>市は、東日本大震災における津波の実態と、津波シミュレーションの結果等を踏まえ、浸水予想区域からの住民等の迅速な避難を可能にするため、地形、避難時間を考慮した津波避難場所の選定、避難方法などを含めた避難計画を策定し、地域住民に周知徹底を図る。</p> <p>③④⑤⑥⑦⑧（省略）</p> <p>⑨ 津波に関する知識の普及</p> <p>（新設）</p>	<p>そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。</p> <p>第9節 津波災害予防</p> <p>【【本庁】危機管理部、土木部、都市建設部、消防本部 【支所】市民課（総務係、市民福祉係） 【関係機関】県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所、小名浜港湾建設事務所）</p> <p>2 各主体の責務及び業務の内容</p> <p>(3) 業務の内容</p> <p>① （省略）</p> <p>② 津波避難計画の策定</p> <p>市は、東日本大震災における津波の実態と、津波シミュレーションの結果等を踏まえ、浸水予想区域からの住民等の迅速な避難を可能にするため、地形、避難時間を考慮した津波避難場所の選定、避難方法などを含めた避難計画を策定し、地域住民に周知徹底を図る。</p> <p>また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第6条第2項の規定に基づき、推進地域内で不特定多数の者が利用する施設の施設管理者は、津波避難対策を記した対策計画を作成・届け出を行う。</p> <p>③④⑤⑥⑦⑧（省略）</p> <p>⑨ 津波に関する知識の普及</p> <p>本市の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識と併せて、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報など、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事、さらには必要な市民への広報活動を通じ、市は普及啓発を図るものとする。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案																						
2・22 P114 3・2 P174	<p>第22節 ライフライン強化対策（電話）</p> <p>【実施主体】東日本電信電話(株)福島いわき支店 【本庁】危機管理部、総務部</p> <p>1 計画の目的 東日本電信電話(株)福島いわき支店は、(省略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第2節 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(7) 消防機関に対する応援要請</p> <p>② 消防防災ヘリコプターの応援要請</p> <table border="1" data-bbox="418 829 1528 1371"> <thead> <tr> <th>応援協定名称等</th> <th>要請種別</th> <th>要請先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則</td> <td rowspan="2">1. 調査、情報収集等 2. 火災（消火） 3. 救助 4. 救急 5. 救援物資、人員等の搬送</td> <td>福島県知事（消防防災航空センター） TEL 0247-57-3000 FAX 0247-57-3500 地上 8-11-333 衛星 8-10-333</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援実施要綱</td> <td>福島県知事(消防保安課) TEL 024-521-7190 FAX 024-521-9829 地上 8-11-201-2625 衛星 8-10-201-2625</td> <td>県を通じて消防庁長官に要請するもの</td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名称等	要請種別	要請先	備考	福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則	1. 調査、情報収集等 2. 火災（消火） 3. 救助 4. 救急 5. 救援物資、人員等の搬送	福島県知事（消防防災航空センター） TEL 0247-57-3000 FAX 0247-57-3500 地上 8-11-333 衛星 8-10-333		広域航空消防応援実施要綱	福島県知事(消防保安課) TEL 024-521-7190 FAX 024-521-9829 地上 8-11-201-2625 衛星 8-10-201-2625	県を通じて消防庁長官に要請するもの	<p>第22節 ライフライン強化対策（電話）</p> <p>【実施主体】東日本電信電話(株)福島支店 【本庁】危機管理部、総務部</p> <p>1 計画の目的 東日本電信電話(株)福島支店は、(省略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第2節 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(7) 消防機関に対する応援要請</p> <p>② 消防防災ヘリコプターの応援要請</p> <table border="1" data-bbox="1626 829 2736 1371"> <thead> <tr> <th>応援協定名称等</th> <th>要請種別</th> <th>要請先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則</td> <td rowspan="2">1. 調査、情報収集等 2. 火災（消火） 3. 救助 4. 救急 5. 救援物資、人員等の搬送</td> <td>福島県知事（消防防災航空センター） TEL 0247-57-3000 FAX 0247-57-3500 地上 8-11-333 衛星 8-10-333</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援実施要綱</td> <td>福島県知事(災害対策課) TEL 024-521-7641 FAX 024-521-7920 地上 8-11-201-2630 衛星 8-10-201-2630</td> <td>県を通じて消防庁長官に要請するもの</td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名称等	要請種別	要請先	備考	福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則	1. 調査、情報収集等 2. 火災（消火） 3. 救助 4. 救急 5. 救援物資、人員等の搬送	福島県知事（消防防災航空センター） TEL 0247-57-3000 FAX 0247-57-3500 地上 8-11-333 衛星 8-10-333		広域航空消防応援実施要綱	福島県知事(災害対策課) TEL 024-521-7641 FAX 024-521-7920 地上 8-11-201-2630 衛星 8-10-201-2630	県を通じて消防庁長官に要請するもの
応援協定名称等	要請種別	要請先	備考																					
福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則	1. 調査、情報収集等 2. 火災（消火） 3. 救助 4. 救急 5. 救援物資、人員等の搬送	福島県知事（消防防災航空センター） TEL 0247-57-3000 FAX 0247-57-3500 地上 8-11-333 衛星 8-10-333																						
広域航空消防応援実施要綱		福島県知事(消防保安課) TEL 024-521-7190 FAX 024-521-9829 地上 8-11-201-2625 衛星 8-10-201-2625	県を通じて消防庁長官に要請するもの																					
応援協定名称等	要請種別	要請先	備考																					
福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則	1. 調査、情報収集等 2. 火災（消火） 3. 救助 4. 救急 5. 救援物資、人員等の搬送	福島県知事（消防防災航空センター） TEL 0247-57-3000 FAX 0247-57-3500 地上 8-11-333 衛星 8-10-333																						
広域航空消防応援実施要綱		福島県知事(災害対策課) TEL 024-521-7641 FAX 024-521-7920 地上 8-11-201-2630 衛星 8-10-201-2630	県を通じて消防庁長官に要請するもの																					

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画			修 正 案																																												
3・4 P184	<p>第4節 地震・津波情報等の伝達</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 情報の種類</p> <p>① 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="418 512 1501 1862"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は、発表しない）</td> <td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</u></td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td><u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・<u>震度3以上</u> ・<u>大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合</u> ・<u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・<u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u></td> <td><u>地震の発生場所やその規模、震度3以上を観測した地域名と市町村名を公表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td><u>各地の震度に関する情報</u></td> <td><u>震度1以上</u></td> <td><u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所や規模を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u></td> </tr> <tr> <td>その他の情</td> <td>顕著な地震の震源要素を更新し</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせ</td> </tr> </tbody> </table>			情報の種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は、発表しない）	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</u>	震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・ <u>震度3以上</u> ・ <u>大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合</u> ・ <u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・ <u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u>	<u>地震の発生場所やその規模、震度3以上を観測した地域名と市町村名を公表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>各地の震度に関する情報</u>	<u>震度1以上</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所や規模を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u>	その他の情	顕著な地震の震源要素を更新し	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ	<p>第4節 地震・津波情報等の伝達</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 情報の種類</p> <p>① 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="1626 512 2709 1862"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は、発表しない）</td> <td><u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u></td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td><u>震度1以上</u> <u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> <u>緊急地震速報（警報）発表時</u></td> <td><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u></td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td><u>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</u></td> <td><u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</u></td> </tr> <tr> <td><u>遠地地震に関する情報</u></td> <td><u>マグニチュード7.0以上</u> <u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</u></td> <td><u>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</u></td> </tr> <tr> <td>その他の情</td> <td>顕著な地震の震源要素を更新し</td> <td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせ</td> </tr> </tbody> </table>			情報の種類	発表基準	内容	震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は、発表しない）	<u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>	震源・震度に関する情報	<u>震度1以上</u> <u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> <u>緊急地震速報（警報）発表時</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u>	長周期地震動に関する観測情報	<u>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</u>	<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>マグニチュード7.0以上</u> <u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</u>	<u>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</u>	その他の情	顕著な地震の震源要素を更新し	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ
情報の種類	発表基準	内容																																														
震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報																																														
震源に関する情報	震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は、発表しない）	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> <u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</u>																																														
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・ <u>震度3以上</u> ・ <u>大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合</u> ・ <u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・ <u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u>	<u>地震の発生場所やその規模、震度3以上を観測した地域名と市町村名を公表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表</u>																																														
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																														
<u>各地の震度に関する情報</u>	<u>震度1以上</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所や規模を発表</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</u>																																														
その他の情	顕著な地震の震源要素を更新し	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ																																														
情報の種類	発表基準	内容																																														
震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報																																														
震源に関する情報	震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は、発表しない）	<u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>																																														
震源・震度に関する情報	<u>震度1以上</u> <u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> <u>緊急地震速報（警報）発表時</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u>																																														
長周期地震動に関する観測情報	<u>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</u>																																														
<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>マグニチュード7.0以上</u> <u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）</u>	<u>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</u>																																														
その他の情	顕著な地震の震源要素を更新し	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ																																														

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画			修 正 案		
P185	報	た場合や地震が多発した場合等	せや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	報	た場合や地震が多発した場合等	せや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 250m 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合</u> <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	<u>地震の発生時刻、発生場所や規模を概ね30分以内に発表</u> <u>日本や国外への津波の影響についても記述</u>	北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。	後発地震への注意を促す情報を地震発生後15分～2時間程度で発表。
	② 津波情報			② 津波情報		
	津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	情報の種類	内容 <u>各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（m単位）または2段階の定性的表現で発表</u> <hr/> <hr/> <hr/>	津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	情報の種類	内容 各津波予報区の津波到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波観測に関する情報	内容 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波観測に関する情報	内容 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沖合の津波観測に関する情報	内容 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	津波観測に関する情報	沖合の津波観測に関する情報	内容 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	津波に関するその他の情報	内容 沖合で観測された津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	沖合の津波観測に関する情報	津波に関するその他の情報	内容 沖合で観測された津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報		内容 津波に関するその他必要な事項を発表	津波に関するその他の情報		内容 津波に関するその他必要な事項を発表

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画					修 正 案																																																																
P186	<p>③ 大津波警報、津波警報、津波注意報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想 の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場 合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での 発表</th> <th>定性的表現での 発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波 警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の_____高さが高いところで3mを超える場合。</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難するとともに、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波 警報</td> <td>予想される津波の_____高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>津波 注意報</td> <td>予想される津波の_____高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>					種類	発表基準	津波の高さ予想 の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場 合にとるべき行動	数値での 発表	定性的表現での 発表	大津波 警報	予想される津波の_____高さが高いところで3mを超える場合。	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難するとともに、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波 警報	予想される津波の_____高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<高さ≤3m	3m	高い	(新設)	津波 注意報	予想される津波の_____高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>③ 大津波警報、津波警報、津波注意報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">予想される津波の高さ区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害ととるべき 行動</th> </tr> <tr> <th>数値での 発表</th> <th>定性的表現で の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。</td> <td>10m<予想される津波の最大波の高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波 警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。</td> <td>1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>津波 注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</td> <td>0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>					種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき 行動	数値での 発表	定性的表現で の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m	3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m	津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波 注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
種類	発表基準	津波の高さ予想 の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場 合にとるべき行動																																																																	
			数値での 発表	定性的表現での 発表																																																																		
大津波 警報	予想される津波の_____高さが高いところで3mを超える場合。	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難するとともに、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																																	
		5m<高さ≤10m	10m																																																																			
		3m<高さ≤5m	5m																																																																			
津波 警報	予想される津波の_____高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<高さ≤3m	3m	高い	(新設)																																																																	
津波 注意報	予想される津波の_____高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																																	
種類	発表基準	予想される津波の高さ区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき 行動																																																																	
			数値での 発表	定性的表現で の発表																																																																		
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																																	
		5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m																																																																			
		3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m																																																																			
津波 警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																																																																	
津波 注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																																	
<p>(2) 地震及び津波に関する情報の伝達 アイウ（省略） エ 市は、情報を受領したときは、すみやかに住民及び所在の官公署等へ周知する。このうち、_____「大津波警報」は、平成25年8月30日に運用開始となった「特別警報」に該当することから、市は、気象庁や県から情報伝達を受けたときは、防災行政無線などあらゆる手法を活用し、ただちに公衆や官公署等に対して周知する。</p>						<p>(2) 地震及び津波に関する情報の伝達 アイウ（省略） エ 市は、情報を受領したときは、すみやかに住民及び所在の官公署等へ周知する。このうち、<u>震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想した場合の「緊急地震速報（警報）」及び「大津波警報」</u>は、平成25年8月30日に運用開始となった「特別警報」に該当することから、市は、気象庁や県から情報伝達を受けたときは、防災行政無線などあらゆる手法を活用し、ただちに公衆や官公署等に対して周知する。</p>																																																																

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
3・5 P197 P205 P207	<p>第5節 災害情報の収集・伝達</p> <p>5 市の実施体制</p> <p>(1) 第1段階（発災初動期：～おおむね3日以内）</p> <p>② 災対産業振興部_____：物資支援班</p> <p>10 災害時の広報（災害広報・広報案文）</p> <p>② 救援に係る広報活動（救援期）</p> <p>イ 市の実施する住民への広報</p> <p>a 広報内容</p> <p>(a) 人心の安定に関する広報</p> <p>(b) 生活に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣食住関連の商品、サービス ・災害ごみの収集 ・救援物資の種類、配付場所 ・義援金の募集、支給 <p><u>(新設)</u></p> <p>【資料】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広報案文</p> <p>(省略)</p> <p>4 防疫、保健衛生に関する注意</p> <p><u>◎ 市民の皆さん、食中毒や感染症にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。</u></p> <p><u>また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたりしたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。</u></p> <p><u>食中毒症状の時は、いわき市保健所 電話 27-8555 まで連絡してください。</u></p> </div>	<p>第5節 災害情報の収集・伝達</p> <p>5 市の実施体制</p> <p>(1) 第1段階（発災初動期：～おおむね3日以内）</p> <p>② 災対産業振興部・災対財政部：物資統括班</p> <p>10 災害時の広報（災害広報・広報案文）</p> <p>② 救援に係る広報活動（救援期）</p> <p>イ 市の実施する住民への広報</p> <p>a 広報内容</p> <p>(a) 人心の安定に関する広報</p> <p>(b) 生活に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣食住関連の商品、サービス ・災害ごみの収集 ・救援物資の種類、配付場所 ・義援金の募集、支給 ・防疫、衛生に関する情報 <p>【資料】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広報案文</p> <p>(省略)</p> <p>4 防疫、保健衛生に関する注意</p> <p><u>◎ 災害時には、感染症の拡大リスクが高まります。家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあります。感染症予防のため、清潔、乾燥を心がけましょう。</u></p> </div>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案																								
<p>3・8 P222</p> <p>3・9 P231</p> <p>P232</p> <p>P234</p>	<p>第8節 自分と家族を守る応急対策</p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>(6) 防疫保健衛生</p> <p>イ <u>居住地域の衛生確保</u></p> <p>第9節 避難対策</p> <p>11 避難所の開設</p> <p>(3) 開設時の留意事項</p> <p>① 開設</p> <p>アイウ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 学校を避難所として使用する場合 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="418 1003 1507 1283"> <thead> <tr> <th>機 能</th> <th>割り当てる部屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所運営本部</td> <td>(余裕) 教室または特別教室</td> </tr> <tr> <td>地域住民の避難所</td> <td>体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒の学習室</td> <td>普通教室</td> </tr> <tr> <td>福祉スペース</td> <td>保健室、和室等</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 受入スペースの指定</p> <p>ア (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ <u>スペースの指定の表示方法については、床面に色テープで掲示する等わかりやすいものになるよう努める。</u></p> <p>12 避難所の運営</p> <p>(3) 運営の手順</p> <p>アイ (省略)</p> <p>ウ 要配慮者<u> </u>の把握 (避難者カードと避難行動要支援者名簿との突合)</p> <p>エオカキク (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	機 能	割り当てる部屋	避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室	地域住民の避難所	体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室	児童・生徒の学習室	普通教室	福祉スペース	保健室、和室等	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>第8節 自分と家族を守る応急対策</p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>(6) 防疫保健衛生</p> <p>イ <u>家屋の衛生確保 (清掃・乾燥及び必要な家屋内の消毒)</u></p> <p>第9節 避難対策</p> <p>11 避難所の開設</p> <p>(3) 開設時の留意事項</p> <p>① 開設</p> <p>アイウ (省略)</p> <p><u>エ 避難所において感染症の発生及び感染拡大を防止するため、被災者、職員を含む関係者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生、換気等の実施を周知徹底する</u></p> <p>② 学校を避難所として使用する場合 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="1626 1003 2715 1283"> <thead> <tr> <th>機 能</th> <th>割り当てる部屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所運営本部</td> <td>(余裕) 教室または特別教室</td> </tr> <tr> <td>地域住民の避難所</td> <td>体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒の学習室</td> <td>普通教室</td> </tr> <tr> <td>福祉スペース</td> <td>保健室、和室等</td> </tr> <tr> <td><u>体調不良者用静養スペース</u></td> <td><u>(保健室等) 個室が望ましい</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 受入スペースの指定</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ <u>体調不良者用静養室を準備する他、感染症予防に配慮したスペースの設営に努める</u></p> <p>ウ <u>スペースの指定の表示方法については、床面に色テープで掲示する等わかりやすいものになるよう努める</u></p> <p>12 避難所の運営</p> <p>(3) 運営の手順</p> <p>アイ (省略)</p> <p>ウ 要配慮者<u>及び体調不良者</u>の把握 (避難者カードと避難行動要支援者名簿との突合)</p> <p>エオカキク (省略)</p> <p>ケ <u>感染症予防に留意した清掃、換気等の環境整備</u></p>	機 能	割り当てる部屋	避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室	地域住民の避難所	体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室	児童・生徒の学習室	普通教室	福祉スペース	保健室、和室等	<u>体調不良者用静養スペース</u>	<u>(保健室等) 個室が望ましい</u>
機 能	割り当てる部屋																									
避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室																									
地域住民の避難所	体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室																									
児童・生徒の学習室	普通教室																									
福祉スペース	保健室、和室等																									
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																									
機 能	割り当てる部屋																									
避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室																									
地域住民の避難所	体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室																									
児童・生徒の学習室	普通教室																									
福祉スペース	保健室、和室等																									
<u>体調不良者用静養スペース</u>	<u>(保健室等) 個室が望ましい</u>																									

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
<p>P234</p> <p>P235</p> <p>P236</p> <p>3・10</p> <p>P242</p>	<p>(4) 運営上の留意事項</p> <p>① 避難者の把握</p> <p>ア (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <p>イ 避難所班は、避難者カードの情報を避難者名簿に集約した後、災対各地区本部へ報告する。また、個別支援調査表が提出された場合は、避難行動要支援者名簿との突合を行い、その情報を災対各地区本部に併せて報告する。</p> <p>② 避難所居住区域の割振り</p> <p>アイ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 子育て家庭や女性だけの家庭等に対しては、生活空間の設置に対する配慮を行う。</p> <p>エ 避難者数が減少し、避難所内のスペースに余裕が出てきた段階で、不公平にならないよう配慮しながら、避難者の使用面積を拡大し、プライバシーの確保を図る。</p> <p>③④ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <p>⑤ 食料品、日用品の請求、受取り、配給</p> <p>⑥ 避難所の運営状況及び運営記録の作成</p> <p>⑦ 被災者の移送・受入</p> <p>⑧ 地域の自警</p> <p>⑨ 地域との連携</p> <p>⑩ 在宅被災者に対する支援</p> <p>⑪ ペット対策</p> <p>第10節 避難所等における防疫保健衛生対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 防疫対策</p> <p>② 感染症発生子防対策</p> <p>ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、<u>台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。</u></p> <p>イ <u>トイレ、台所等の家の周りの消毒</u>を実施するための防疫薬品を当該地域に配布する。</p>	<p>(4) 運営上の留意事項</p> <p>① 避難者の把握</p> <p>ア (省略)</p> <p><u>イ 避難者の体調確認を、避難者受け入れ時及び毎日行い、体調不良者が確認された場合には、災対各地区本部医療班へ連絡・連携し対応する</u></p> <p>ウ 避難所班は、避難者カードの情報を避難者名簿に集約した後、災対各地区本部へ報告する。また、個別支援調査表が提出された場合は、避難行動要支援者名簿との突合を行い、その情報を災対各地区本部に併せて報告する。</p> <p>② 避難所居住区域の割振り</p> <p>アイ (省略)</p> <p><u>ウ 体調不良者等は専用スペースを設けることや別室に割振るよう努める。</u></p> <p><u>エ 子育て家庭や女性だけの家庭等に対しては、生活空間の設置に対する配慮を行う。</u></p> <p><u>オ 避難者数が減少し、避難所内のスペースに余裕が出てきた段階で、不公平にならないよう配慮しながら、避難者の使用面積を拡大し、プライバシーの確保を図る。</u></p> <p>③④ (省略)</p> <p>⑤ <u>体調不良者への対応</u></p> <p><u>体調不良者に対しては、個室や専用スペースへの移動を検討し、積極的な受診勧奨を行う</u></p> <p>⑥ 食料品、日用品の請求、受取り、配給</p> <p>⑦ 避難所の運営状況及び運営記録の作成</p> <p>⑧ 被災者の移送・受入</p> <p>⑨ 地域の自警</p> <p>⑩ 地域との連携</p> <p>⑪ 在宅被災者に対する支援</p> <p>⑫ ペット対策</p> <p>第10節 避難所等における防疫保健衛生対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 防疫対策</p> <p>② 感染症発生子防対策</p> <p>ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、<u>家屋の清掃と乾燥、必要に応じた屋内の消毒方法を指導する</u></p> <p>イ <u>必要に応じて、家屋内の消毒</u>実施するための防疫薬品を当該地域に配布する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
<p>P242</p> <p>3・13</p> <p>P250</p> <p>3・14</p> <p>P255</p>	<p>⑤ 感染症発生予防対策</p> <p><u>ア 被災地において一類または二類の感染症患者若しくは一類感染症病原体保有者が発生した時は、すみやかに指定医療機関に入院の措置をとるものとし、交通遮断等により指定医療機関に収容することが困難な場合は、県知事が適当と認める病院または診療所に入院の措置をとる。</u></p> <p><u>イ 市は、台所、トイレ、排水口等の消毒をするための防疫薬品を当該地域に配布し、汚物、し尿は消毒後に処理する。</u></p> <p><u>ウ 市は、疾病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を実施する。</u></p> <p>(5) 防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達</p> <p><u>市は、防疫及び保健衛生用資機材の整備・充実を図るとともに、資機材が不足したときは、防疫薬品業者等から調達を図るほか、必要に応じて県に対し確保を依頼する。</u></p> <p>第13節 ペットの保護対策</p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>キ 災対保健福祉部は、災対財政部 _____ 物資調達班や<u>災対産業振興部商工労政班</u>と連携し、協定を締結した民間流通事業者からペット用のえさや医薬品、衛生用品などを調達し、飼い主や動物救護本部等に提供する。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) ペットフード等支援物資の提供</p> <p>災対財政部 _____ 物資調達班と連携して避難したペット用のえさや医薬品、飼育用品等の確保に協力する。</p> <p>第14節 要配慮者への対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(4) 避難所の設置・運営</p> <p>エ 災対各地区本部避難所班は、車椅子や粉ミルク、おむつなどの日用品を確保するため、災対財政部 _____ 物資調達班や<u>災対産業振興部</u>と連携を図りながら、協定締結自治体や民間事業者に供給を要請する。</p>	<p>⑤ 感染症発生予防対策</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生予防及びそのまん延防止のための措置を行う。</p> <p>(5) 防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達</p> <p>市は、防疫及び保健衛生用資機材を予め備蓄し、不足する時は調達を図る。</p> <p>第13節 ペットの保護対策</p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>キ 災対保健福祉部は、災対財政部・<u>災対産業振興部</u>物資統括班と連携し、協定を締結した民間流通事業者からペット用のえさや医薬品、衛生用品などを調達し、飼い主や動物救護本部等に提供する。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) ペットフード等支援物資の提供</p> <p>災対財政部・<u>災対産業振興部</u>物資統括班と連携して避難したペット用のえさや医薬品、飼育用品等の確保に協力する。</p> <p>第14節 要配慮者への対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(4) 避難所の設置・運営</p> <p>エ 災対各地区本部避難所班は、車椅子や粉ミルク、おむつなどの日用品を確保するため、災対財政部・<u>災対産業振興部</u>物資統括班と連携を図りながら、協定締結自治体や民間事業者に供給を要請する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
<p>3・26 P304</p> <p>3・31 P316</p> <p>3・42 P359</p> <p>P360</p>	<p>第26節 応急住宅対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(8) 被災住宅の応急修理 _____ (県・市)</p> <p>第31節 ライフライン応急対策（電話）</p> <p>【実施主体】東日本電信電話(株) <u>(福島ーいわき支店)</u></p> <p>第42節 非常用食料等の供給</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 食料品の供給</p> <p>④ 供給活動の実施</p> <p>ア 市の実施体制</p> <p>a 避難所の開設・運営を担当する災対各地区本部避難所班は、避難者名簿をもとに必要数量を算出し、市が備蓄した非常用食糧や飲料水等を被災者に供給するとともに、不足が生じる場合は、災対財政部 _____ 物資調達班に追加供給を要請する。</p> <p>b _____ 災対産業振興部物資支援班は、災対各地区本部からの避難者数や食料の過不足状況を整理し、市内の小売業者等との応援協定に基づき、食料や飲料水等を調達し、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。</p> <p><u>また、全国からの救援物資の受け入れ等を担当する災対産業振興部物資支援班に対し、救援物資による対応が可能か確認する。</u></p> <p>c _____ 災対産業振興部物資支援班は、(公社)福島県トラック協会いわき支部に要請し、対応が可能か確認を行う。</p> <p>d _____ 災対産業振興部物資支援班は、対応が可能な場合、(公社)福島県トラック協会いわき支部に対し、災対各地区本部または避難所に救援物資を配送するよう要請する。</p> <p>(2) 食物アレルギー対応食料等の供給</p> <p>① 必要数等の把握</p> <p>災対各地区本部避難所班は、避難者名簿の作成にあたり、食物アレルギーの有無や持病による食事制限など食料の供給に際し何らかの配慮が必要な被災者の実態把握に努め、その状況を災対各地区本部総務班を通じて災対こどもみらい部避難所支援班及び _____ 災対産業振興部物資支援班に報告する。</p>	<p>第26節 応急住宅対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(8) 被災住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理) (県・市)</p> <p>第31節 ライフライン応急対策（電話）</p> <p>【実施主体】東日本電信電話(株)ー福島支店</p> <p>第42節 非常用食料等の供給</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 食料品の供給</p> <p>④ 供給活動の実施</p> <p>ア 市の実施体制</p> <p>a 避難所の開設・運営を担当する災対各地区本部避難所班は、避難者名簿をもとに必要数量を算出し、市が備蓄した非常用食糧や飲料水等を被災者に供給するとともに、不足が生じる場合は、災対財政部・災対産業振興部物資統括班に追加供給を要請する。</p> <p>b 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、災対各地区本部からの避難者数や食料の過不足状況を整理し、市内の小売業者等との応援協定に基づき、食料や飲料水等を調達し、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。</p> <p>c 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、(公社)福島県トラック協会いわき支部に要請し、対応が可能か確認を行う。</p> <p>d 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、対応が可能な場合、(公社)福島県トラック協会いわき支部に対し、災対各地区本部または避難所に救援物資を配送するよう要請する。</p> <p>(2) 食物アレルギー対応食料等の供給</p> <p>① 必要数等の把握</p> <p>災対各地区本部避難所班は、避難者名簿の作成にあたり、食物アレルギーの有無や持病による食事制限など食料の供給に際し何らかの配慮が必要な被災者の実態把握に努め、その状況を災対各地区本部総務班を通じて災対こどもみらい部避難所支援班及び災対財政部・災対産業振興部物資統括班に報告する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P361	<p>③ 供給活動の実施</p> <p>ア 災対各地区本部総務班は、各避難所における食物アレルギー対応が必要な避難者数や必要数量等を把握し、_____災対産業振興部物資支援班に供給を要請する。</p> <p>イ _____災対産業振興部物資支援班は、市内の小売業者またはアレルギー対応食料等を扱う専門業者等に要請し、アレルギー対応用の食料やミルク等を調達して、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。</p> <p>ウ _____災対産業振興部物資支援班は、調達が困難な場合は、救援物資による対応が可能か確認する。</p> <p>エ _____災対産業振興部物資支援班は、（公社）福島県トラック協会いわき支部に要請し、対応が可能か確認を行う。</p> <p>オ _____災対産業振興部物資支援班は、応援協定締結先の自治体に対し、アレルギー対応食料等の調達について要請する。</p>	<p>③ 供給活動の実施</p> <p>ア 災対各地区本部総務班は、各避難所における食物アレルギー対応が必要な避難者数や必要数量等を把握し、災対財政部・災対産業振興部物資統括班に供給を要請する。</p> <p>イ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、市内の小売業者またはアレルギー対応食料等を扱う専門業者等に要請し、アレルギー対応用の食料やミルク等を調達して、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。</p> <p>ウ 災対財政部災対産業振興部物資統括班は、調達が困難な場合は、救援物資による対応が可能か確認する。</p> <p>エ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、（公社）福島県トラック協会いわき支部に要請し、対応が可能か確認を行う。</p> <p>オ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、応援協定締結先の自治体に対し、アレルギー対応食料等の調達について要請する。</p>
P362	<p>⑤ 供給活動の実施</p> <p>イ 市の実施体制</p> <p>a 災対保健福祉部保健福祉総括班は、災対各地区本部避難所班からの報告、被災者へのアンケートや家屋等被害調査の結果等を踏まえ、必要な物資を整理し、災対財政部物資調達班または災対産業振興部商業労政班に調達を要請する。</p> <p>b 災対産業振興部商業労政班は、災対保健福祉部保健福祉総括班からの要請に基づき、（公社）福島県トラック協会いわき支部との協定に基づき、救援物資による対応が可能か確認する。</p> <p>c 災対産業振興部商業労政班は、対応が可能な場合、（公社）福島県トラック協会いわき支部に対し、災対各地区本部または避難所に支援物資を配送するよう要請する。</p>	<p>⑤ 供給活動の実施</p> <p>イ 市の実施体制</p> <p>a 災対保健福祉部保健福祉総括班は、災対各地区本部避難所班からの報告、被災者へのアンケートや家屋等被害調査の結果等を踏まえ、必要な物資を整理し、災対財政部・災対産業振興部物資統括班に調達を要請する。</p> <p>b 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、災対保健福祉部保健福祉総括班からの要請に基づき、（公社）福島県トラック協会いわき支部との協定に基づき、救援物資による対応が可能か確認する。</p> <p>c 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、対応が可能な場合、（公社）福島県トラック協会いわき支部に対し、災対各地区本部または避難所に支援物資を配送するよう要請する。</p>
3・51	<p>第51節 ボランティアとの協働</p> <p>3 各主体の業務</p> <p>(1) いわき市社会福祉協議会の役割</p> <p>災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携して_____</p>	<p>第51節 ボランティアとの協働</p> <p>3 各主体の業務</p> <p>(1) いわき市社会福祉協議会の役割</p> <p>災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携して市内各地域の被災実情に応じ、市社会福祉センターや、各地区本部などへ災害ボランティアセンターを設置する。</p>
P389	<p>_____災害ボランティアセンターを設置する。</p>	<p>_____災害ボランティアセンターを設置する。</p>
P391	<p>(2) 市（災対市民協働部）の役割</p> <p>① 災害ボランティアの受け入れ体制の整備</p> <p>市社会福祉協議会と協議し、_____災害ボランティアセンターを設置する場所（市社会福祉センター、災対各地区本部など）を指定する。</p>	<p>(2) 市（災対市民協働部）の役割</p> <p>① 災害ボランティアの受け入れ体制の整備</p> <p>市社会福祉協議会と協議し、市内各地域の被災実情に応じ、災害ボランティアセンターを設置する場所（市社会福祉センター、災対各地区本部など）を指定する。</p>

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案																								
3・53 P397 P398 P403 P404	<p>第53節 災害救助法による救助</p> <p>1 業務の内容 災害救助法による救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした一時的な応急救助であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。市は、災害が発生し_____、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対しすみやかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。</p> <p>3 各主体の責務 (1) 県の役割 政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う</p> <p>4 業務の内容 (5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施 ① (省略) ② 救助の実施 現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。 (法第4条第2項) ③ (省略) ④ 救助実施状況の情報提供 ア (省略) イ 情報提供にあたっては、救助の種類ごとに、必要事項の外、次の事項を記録する。</p> <p>【救助の種類と情報提供事項】</p> <table border="1" data-bbox="418 1499 1507 1862"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>情報提供事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所及び応急仮設住宅の供与</td> <td>箇所数、収容人員</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td> <td>設置戸数</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</td> <td>箇所数、給食数、給食人員</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>対象人員</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>主なる品目別給与点数及び給与世帯数</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	情報提供事項	避難所及び応急仮設住宅の供与	箇所数、収容人員	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	設置戸数	被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	箇所数、給食数、給食人員	医療及び助産	対象人員	被災者の救出	主なる品目別給与点数及び給与世帯数	<p>第53節 災害救助法による救助</p> <p>1 業務の内容 災害救助法による救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした一時的な応急救助であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。市は、災害が発生し又は災害発生のおそれがあり、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対しすみやかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。</p> <p>3 各主体の責務 (1) 県の役割 政令で定める程度の災害が発生した市町村において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う</p> <p>4 業務の内容 (5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施 ① (省略) ② 救助の実施 現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。 (法第4条第3項) ③ (省略) ④ 救助実施状況の情報提供 ア (省略) イ 情報提供にあたっては、救助の種類ごとに、必要事項の外、次の事項を記録する。</p> <p>【救助の種類と情報提供事項】</p> <table border="1" data-bbox="1626 1499 2715 1862"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>情報提供事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所及び応急仮設住宅の供与</td> <td>箇所数、収容人員、設置戸数</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td> <td>箇所数、給食数、給食人員</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</td> <td>主なる品目別給与点数及び給与世帯数</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>対象人員</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>救出人員、行方不明者数</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	情報提供事項	避難所及び応急仮設住宅の供与	箇所数、収容人員、 設置戸数	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	箇所数、給食数、給食人員	被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数	医療及び助産	対象人員	被災者の救出	救出人員、行方不明者数
救助の種類	情報提供事項																									
避難所及び応急仮設住宅の供与	箇所数、収容人員																									
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	設置戸数																									
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	箇所数、給食数、給食人員																									
医療及び助産	対象人員																									
被災者の救出	主なる品目別給与点数及び給与世帯数																									
救助の種類	情報提供事項																									
避難所及び応急仮設住宅の供与	箇所数、収容人員、 設置戸数																									
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	箇所数、給食数、給食人員																									
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数																									
医療及び助産	対象人員																									
被災者の救出	救出人員、行方不明者数																									

いわき市地域防災計画（地震・津波対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画		修 正 案	
4・3 P417	被災した住宅の応急修理	救出人員、行方不明者数	被災した住宅の応急修理	対象世帯数
	生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与	対象世帯数	生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
	学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数	学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
	埋葬	遺体処理数	埋葬	遺体処理数
	災害によって住居や周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	対象世帯数	災害によって住居や周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	対象世帯数
	第4章 災害復旧・復興計画 第3節 市民生活安定のための緊急措置 1 計画の目的 <達成目標> 市は、 <hr/> <hr/> 被害状況に応じて迅速に生活支援体制を確立し、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税等の徴収猶予措置、公共料金の特例措置、被災住宅復興や事業経営安定のための資金融資、弔慰金・見舞金の支給、義援金の配分等を実施し、市民生活の安定を図る。 東日本大震災への対応で構築した、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えて活用できる仕組みを整備するとともに、そのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。		第4章 災害復旧・復興計画 第3節 市民生活安定のための緊急措置 1 計画の目的 <達成目標> 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、被害状況に応じて迅速に生活支援体制を確立し、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税等の徴収猶予措置、公共料金の特例措置、被災住宅復興や事業経営安定のための資金融資、弔慰金・見舞金の支給、義援金の配分等を実施し、市民生活の安定を図る。 東日本大震災への対応で構築した、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えて活用できる仕組みを整備するとともに、そのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。	

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
2・1 P21	<p>第2章 災害予防 第1節 要配慮者の安全確保 2 日常の予防活動 (4) 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒 ① 土砂災害 (省略) ウ _____土砂災害危険箇所等及び避難路・避難所の位置を把握 ② 河川・海岸災害 (省略) (新設) _____</p>	<p>第2章 災害予防 第1節 要配慮者の安全確保 2 日常の予防活動 (4) 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒 ① 土砂災害 (省略) ウ 防災マップ等により土砂災害危険箇所等及び避難路・避難所の位置を把握 ② 河川・海岸災害 (省略) オ 土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）を確認</p>
2・3 P30	<p>第3節 被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練 2 各主体の責務及び業務の内容 (4) 市の役割 ② 市民に対する防災知識の普及 イ 普及・啓発の方法 市は、「広報いわき」をはじめ、防災マップ等を作成して各戸へ配布するとともに、 _____テレビ、ラジオ等を活用して市民の防災知識の向上を図る。 市は、行政区や自主防災組織等の求めに応じ、情報の提供とその解説のため、市役所 出前講座等を開催する。 ③ (省略) ④ 要配慮者に対する防災知識の普及 障がい者や高齢者、妊産婦や乳幼児など要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び支援者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時には、地元行政区や自主防災組織、民生委員等が連携して避難誘導等を行うことが重要である。このため、市は、要配慮者や支援者等向けのパンフレット、チラシ等を発行して防災知識の普及に努めると _____とともに、地域住民等に対しては、要配慮者の安全確保への支援について普及啓発に努める。</p>	<p>第3節 被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練 2 各主体の責務及び業務の内容 (4) 市の役割 ② 市民に対する防災知識の普及 イ 普及・啓発の方法 市は、「広報いわき」をはじめ、防災マップや等を作成して各戸への配布や、市立図書館など多くの市民が利用する公共施設等へ備え付けるとともに、テレビ、ラジオ等を活用して市民の防災知識の向上を図る。 市は、行政区や自主防災組織等の求めに応じ、情報の提供とその解説のため、市役所出前講座等を開催する。 ③ (省略) ④ 要配慮者に対する防災知識の普及 障がい者や高齢者、妊産婦や乳幼児など要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び支援者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時には、地元行政区や自主防災組織、民生委員等が連携して避難誘導等を行うことが重要である。このため、市は、要配慮者や支援者等向けのパンフレット、チラシ等を発行して防災知識の普及に努め、市立図書館など多くの市民が利用する公共施設等へ備え付けるとともに、地域住民等に対しては、要配慮者の安全確保への支援について普及啓発に努める。</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案				
<p>2・5 P39</p> <p>2・9 P.52</p>	<p>第5節 気象情報等の収集体制</p> <p>2 市の気象情報収集伝達体制</p> <table border="1" data-bbox="403 380 1507 516"> <tr> <td>(国)</td> <td>防災情報提供システム等による福島地方気象台の特別警報、警報、注意報等の気象予測情報及び雨量、風速等の気象観測情報の収集 「川の防災情報」による河川情報収集</td> </tr> </table> <p>第9節 要配慮者の安全確保</p> <p>【本庁】危機管理部、市民協働部、保健福祉部、____、都市建設部、____、消防本部 【支所】地区保健福祉センター 【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民（要配慮者及び家族、地元行政区、自主防災組織）、企業、ボランティア団体等 社会福祉関係者（社会福祉施設、医療施設、民生委員、いわき市社会福祉協議会、介護保険事業者、____、いわき市地域包括支援センター、障がい者関係団体等） 県警察本部（いわき中央、東、南警察署）、防災関係機関、消防団 （公財）いわき市国際交流協会 	(国)	防災情報提供システム等による福島地方気象台の特別警報、警報、注意報等の 気象予測情報 及び雨量、風速等の気象観測 情報 の収集 「川の防災情報」による河川情報収集	<p>第5節 気象情報等の収集体制</p> <p>2 市の気象情報収集伝達体制</p> <table border="1" data-bbox="1611 380 2715 516"> <tr> <td>(国)</td> <td>防災情報提供システム等による福島地方気象台の特別警報、警報、注意報等の防災気象情報及び雨量、風速等の気象観測データの収集 「川の防災情報」による河川情報収集</td> </tr> </table> <p>第9節 要配慮者の避難対策</p> <p>【本庁】危機管理部、市民協働部、保健福祉部、こどもみらい部、都市建設部、教育委員会、消防本部 【支所】地区保健福祉センター 【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民（要配慮者及び家族、地元行政区、自主防災組織）、企業、ボランティア団体等 社会福祉関係者（社会福祉施設、医療施設、民生委員、いわき市社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援等事業者、いわき市地域包括支援センター、障がい者関係団体等） 県警察本部（いわき中央、東、南警察署）、防災関係機関、消防団 （公財）いわき市国際交流協会 	(国)	防災情報提供システム等による福島地方気象台の特別警報、警報、注意報等の 防災気象情報 及び雨量、風速等の気象観測 データ の収集 「川の防災情報」による河川情報収集
(国)	防災情報提供システム等による福島地方気象台の特別警報、警報、注意報等の 気象予測情報 及び雨量、風速等の気象観測 情報 の収集 「川の防災情報」による河川情報収集					
(国)	防災情報提供システム等による福島地方気象台の特別警報、警報、注意報等の 防災気象情報 及び雨量、風速等の気象観測 データ の収集 「川の防災情報」による河川情報収集					
<p>P53</p>	<p>1 計画の目的 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="403 1236 1507 1734"> <tr> <td> <p><達成目標></p> <p>市は、平成25年6月の災対法改正により市の義務とされた「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、障がい者や一人暮らしの高齢者等の安全確保を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の周知に努める。</p> <p>避難行動要支援者のうち本人の同意を得られた者については、避難支援等関係者との間で情報共有を図るとともに、避難支援体制の構築____など、平時の備えを強化する。</p> <p>市及び福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、関係機関と連携して要配慮者の受け入れに対応できる体制を構築する。在宅で介護を要する市民についても、安全に避難を支援できる体制を確立する。</p> <p>また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。</p> </td> </tr> </table>	<p><達成目標></p> <p>市は、平成25年6月の災対法改正により市の義務とされた「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、障がい者や一人暮らしの高齢者等の安全確保を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の周知に努める。</p> <p>避難行動要支援者のうち本人の同意を得られた者については、避難支援等関係者との間で情報共有を図るとともに、避難支援体制の構築____など、平時の備えを強化する。</p> <p>市及び福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、関係機関と連携して要配慮者の受け入れに対応できる体制を構築する。在宅で介護を要する市民についても、安全に避難を支援できる体制を確立する。</p> <p>また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。</p>	<p>1 計画の目的 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="1611 1236 2715 1734"> <tr> <td> <p><達成目標></p> <p>市は、平成25年6月の災対法改正により市の義務とされた「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、障がい者や一人暮らしの高齢者等の安全確保を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の周知に努める。</p> <p>避難行動要支援者のうち本人の同意を得られた者については、避難支援等関係者との間で情報共有を図るとともに、避難支援体制の構築や、個別避難計画の策定など、平時の備えを強化する。</p> <p>市及び福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、関係機関と連携して要配慮者の受け入れに対応できる体制を構築する。在宅で介護を要する市民についても、安全に避難を支援できる体制を確立する。</p> <p>また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。</p> </td> </tr> </table>	<p><達成目標></p> <p>市は、平成25年6月の災対法改正により市の義務とされた「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、障がい者や一人暮らしの高齢者等の安全確保を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の周知に努める。</p> <p>避難行動要支援者のうち本人の同意を得られた者については、避難支援等関係者との間で情報共有を図るとともに、避難支援体制の構築や、個別避難計画の策定など、平時の備えを強化する。</p> <p>市及び福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、関係機関と連携して要配慮者の受け入れに対応できる体制を構築する。在宅で介護を要する市民についても、安全に避難を支援できる体制を確立する。</p> <p>また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。</p>		
<p><達成目標></p> <p>市は、平成25年6月の災対法改正により市の義務とされた「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、障がい者や一人暮らしの高齢者等の安全確保を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の周知に努める。</p> <p>避難行動要支援者のうち本人の同意を得られた者については、避難支援等関係者との間で情報共有を図るとともに、避難支援体制の構築____など、平時の備えを強化する。</p> <p>市及び福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、関係機関と連携して要配慮者の受け入れに対応できる体制を構築する。在宅で介護を要する市民についても、安全に避難を支援できる体制を確立する。</p> <p>また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。</p>						
<p><達成目標></p> <p>市は、平成25年6月の災対法改正により市の義務とされた「避難行動要支援者名簿」の作成を行うとともに、障がい者や一人暮らしの高齢者等の安全確保を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の周知に努める。</p> <p>避難行動要支援者のうち本人の同意を得られた者については、避難支援等関係者との間で情報共有を図るとともに、避難支援体制の構築や、個別避難計画の策定など、平時の備えを強化する。</p> <p>市及び福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、関係機関と連携して要配慮者の受け入れに対応できる体制を構築する。在宅で介護を要する市民についても、安全に避難を支援できる体制を確立する。</p> <p>また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。</p>						

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P54	<p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①②③④⑤（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <hr/> <hr/> <p>(2) 市の役割</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 避難行動要支援者制度の周知に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を<u>基に個別</u>計画を作成し、避難支援<u>関係者</u>との間で情報共有を図ることで、円滑な避難支援体制の構築に努める。</p> <hr/> <p>ウ 同名簿の市外部への公表にあたっては、避難行動要支援者本人（親権者や法定代理人等を含む）の同意を得るほか、避難支援等関係者に対し個人情報の管理を厳正に行うよう指導を行う。</p> <hr/> <hr/> <p>エ （省略）</p> <p>オ （省略）</p> <p>カ <u>要配慮者</u>と避難支援等関係者間の協力関係を強化し、災害発生時の対応力の拡充・強化を図る。</p> <p><u>（新設）</u></p> <hr/>	<p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>①②③④⑤（省略）</p> <p>⑥ <u>要配慮者利用施設の管理者等の役割</u></p> <p><u>浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設の管理者等は、円滑かつ、迅速な避難体制の確保を図るため、避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施する。</u></p> <p>(2) 市の役割</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 避難行動要支援者制度の周知に努めるとともに、避難行動要支援者名簿に<u>係る個別避難</u>計画を作成し、避難支援<u>等</u>関係者との間で情報共有を図ることで、円滑な避難支援体制の構築に努める。</p> <p><u>なお、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合はこの限りでない。</u></p> <p>ウ 同名簿の市外部への公表にあたっては、避難行動要支援者本人（親権者や法定代理人等を含む）の同意を得るほか、避難支援等関係者に対し個人情報の管理を厳正に行うよう指導を行う。</p> <p><u>なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、本人の同意なく名簿情報を提供することができる。</u></p> <p>エ （省略）</p> <p>オ （省略）</p> <p>カ <u>避難行動要支援者</u>と避難支援等関係者間の協力関係を強化し、災害発生時の対応力の拡充・強化を図る。</p> <p>キ <u>市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討を行う。</u></p>
P55	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>①②③（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>4 業務の内容</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>①②③（省略）</p> <p>④ <u>個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、防災担当部局や保健福祉部など関係部局の連携の下、避難支援等の関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者本人が避難先等を確認できるよう個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよ</u></p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P56	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> (新設) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> (新設) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> ④ 適切な情報管理 市は、避難行動要支援者名簿_____の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、以下の事項に留意して行う。 ア 名簿_____には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。 イ 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。 ウ 施錠可能な場所で名簿を保管するよう指導する。 エ 名簿_____を必要以上に複製しないよう指導する。	<p>う、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、避難支援に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。</p> <p>⑤ 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方</p> <p>市は限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高いものから個別避難計画を作成することが適当であり、必要に応じ次の点を踏まえ、作成の優先度を判断し作成する。</p> <p>ア 地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、津波浸水想定・津波災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）等） ※1</p> <p>イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度 ※2</p> <p>ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況 ※3</p> <p>※1 個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップ上で危険な場所の周辺に居住する者については、特に優先的に作成する。</p> <p>※2 心身の状況について、医療機器（人口呼吸器等）用の電源喪失等が命に係わる者については、優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要である。</p> <p>※3 家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいる場合等、避難をともしする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。</p> <p>⑥ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>市個別避難計画には、当該避難行動要支援者の名簿の情報に加え、本人等から、家族や避難支援等関係者の情報、緊急時の連絡先、避難にあたっての留意点について情報提供を受け、該当する自主防災組織または行政区、消防団、民生児童委員、災害に応じた避難所等を記載する。</p> <p>⑦ 適切な情報管理</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、以下の事項に留意して行う。</p> <p>ア 名簿及び個別避難計画情報には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。</p> <p>イ 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。</p> <p>ウ 施錠可能な場所で名簿を保管するよう指導する。</p> <p>エ 名簿及び個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう指導する。</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P57	<p>オ 名簿_____の提供先が個人ではなく団体である場合には、当該団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。</p> <p>カ 名簿情報_____の取扱状況について、定期的に報告を求める。</p> <p>キ 名簿_____の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。</p> <p>⑤ 名簿の更新と共有 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>⑥ 情報伝達体制の整備</p> <p>津波警報等や避難指示等の緊急情報を要配慮者や避難支援等関係者に迅速かつ正確に周知または伝達できるよう、FMいわきへの緊急割込み放送、災害情報共有システムを利用したテレビのデータ放送のほか、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、FAX、市ホームページ、SNS _____など、多様な情報伝達体制の整備を図る。</p>	<p>オ 名簿及び個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、当該団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。</p> <p>カ 名簿及び個別避難計画情報の取扱状況について、定期的に報告を求める。</p> <p>キ 名簿及び個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。</p> <p>⑧ 名簿の更新と共有 (省略)</p> <p>⑨ 個別避難計画の更新</p> <p>市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも半年に1度情報の確認を行い、更新が必要となる判断は以下の具体例のほか、当該避難行動要支援者の個別の事情に応じ実施する。</p> <p>ア 避難行動要支援者の状態に変動があったとき（転居、心身の状況等）</p> <p>イ 災害時の情報伝達方法に変動があったとき（緊急連絡先、情報伝達手段等）</p> <p>避難誘導の方法等に変動があったとき（避難支援等関係者、避難先、移動手段）</p> <p>⑩ 情報伝達体制の整備</p> <p>津波警報等や避難指示等の緊急情報を要配慮者や避難支援等関係者に迅速かつ正確に周知または伝達できるよう、FMいわきへの緊急割込み放送、災害情報共有システムを利用したテレビのデータ放送のほか、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、FAX、市ホームページ、SNS 及び、自動電話発信システムなど、多様な情報伝達体制の整備を図る。</p>
P58	<p>また、防災行政無線の戸別受信機や緊急告知機能付きFMラジオ（防災ラジオ）など情報受信に必要な資機材等を避難支援等関係者に貸与するなどにより、要配慮者への迅速な情報伝達の体制を整備する。</p> <p>⑪ 保健・福祉対策</p> <p>災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等からの人材、ボランティア等との協力体制を整備する。</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 発災時に、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、_____福祉関係者、地元行政区等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。</p> <p>⑫ 訓練の実施</p> <p>避難行動要支援者の個別__計画に基づき、避難支援等関係者の参加のもと避難訓練等を実施し、必要に応じて個別__計画の修正等を行う。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 外国人への対策</p>	<p>また、防災行政無線の戸別受信機や緊急告知機能付きFMラジオ（防災ラジオ）など情報受信に必要な資機材等を避難支援等関係者に貸与するなどにより、要配慮者への迅速な情報伝達の体制を整備する。</p> <p>⑪ 保健・福祉対策</p> <p>災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等からの人材、ボランティア等との協力体制を整備する。</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 発災時に、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援等事業者、福祉関係者、地元行政区等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。</p> <p>⑫ 訓練の実施</p> <p>避難行動要支援者の個別<u>避難</u>計画に基づき、避難支援等関係者の参加のもと避難訓練等を実施し、必要に応じて個別<u>避難</u>計画の修正等を行う。</p> <p>(省略)</p> <p>(5) 外国人への対策</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案																																																								
P60	<p>外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前にニーズの多い英語、中国語、韓国語や、やさしい日本語____での情報提供により、必要な情報をきちんと伝達しておく。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前にニーズの多い英語、中国語、韓国語や、やさしい日本語<u>など</u>での情報提供により、必要な情報をきちんと伝達しておく。</p> <p>(6) 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>避難支援等関係者は、本人または家族等の生命および身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。</p> <p>そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。</p>																																																								
2・12 P67	<p>第12節 竜巻対策</p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>積乱雲が近づく兆候（空が急に暗くなる、大粒の雨が降り出す、雷の音が聞こえる等）が確認された場合は竜巻_____から身を守るため、以下の行動をとるよう努める。</p>	<p>第12節 竜巻対策</p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>積乱雲が近づく兆候（空が急に暗くなる、大粒の雨が降り出す、雷の音が聞こえる等）が確認された場合は竜巻<u>等の激しい突風</u>から身を守るため、以下の行動をとるよう努める。</p>																																																								
3・2 P156	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第2節 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>【関係機関】</p> <p>・県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所_____）、県消防防災航空隊、</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第2節 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>【関係機関】</p> <p>・県（危機管理部、いわき地方振興局、いわき建設事務所、<u>小名浜港湾建設事務所</u>）、県消防防災航空隊、</p>																																																								
P161	<p>4 業務の内容</p> <p>(7) 消防機関に対する応援要請</p> <p>② 消防防災ヘリコプターの応援要請</p> <table border="1" data-bbox="415 1407 1528 1860"> <thead> <tr> <th>応援協定名称等</th> <th>要請種別</th> <th>要請先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則</td> <td>1. 調査、情報収集等</td> <td>福島県知事（消防防災航空センター）</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2. 火災（消火）</td> <td>TEL 0247-57-3000</td> </tr> <tr> <td>3. 救助</td> <td>FAX 0247-57-3500</td> </tr> <tr> <td>4. 救急</td> <td>地上 8-11-333</td> </tr> <tr> <td>5. 救援物資、人員等の搬送</td> <td>衛星 8-10-333</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援実施要綱</td> <td></td> <td>福島県知事（<u>消防保安課</u>）</td> <td>県を通じて消防庁長官に要請するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>TEL 024-521-7190</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>FAX 024-521-9829</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名称等	要請種別	要請先	備考	福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則	1. 調査、情報収集等	福島県知事（消防防災航空センター）		2. 火災（消火）	TEL 0247-57-3000	3. 救助	FAX 0247-57-3500	4. 救急	地上 8-11-333	5. 救援物資、人員等の搬送	衛星 8-10-333	広域航空消防応援実施要綱		福島県知事（ <u>消防保安課</u> ）	県を通じて消防庁長官に要請するもの			TEL 024-521-7190				FAX 024-521-9829		<p>4 業務の内容</p> <p>(7) 消防機関に対する応援要請</p> <p>② 消防防災ヘリコプターの応援要請</p> <table border="1" data-bbox="1617 1407 2733 1860"> <thead> <tr> <th>応援協定名称等</th> <th>要請種別</th> <th>要請先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則</td> <td>1. 調査、情報収集等</td> <td>福島県知事（消防防災航空センター）</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2. 火災（消火）</td> <td>TEL 0247-57-3000</td> </tr> <tr> <td>3. 救助</td> <td>FAX 0247-57-3500</td> </tr> <tr> <td>4. 救急</td> <td>地上 8-11-333</td> </tr> <tr> <td>5. 救援物資、人員等の搬送</td> <td>衛星 8-10-333</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援実施要綱</td> <td></td> <td>福島県知事（<u>災害対策課</u>）</td> <td>県を通じて消防庁長官に要請するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>TEL 024-521-7641</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>FAX 024-521-7920</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	応援協定名称等	要請種別	要請先	備考	福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則	1. 調査、情報収集等	福島県知事（消防防災航空センター）		2. 火災（消火）	TEL 0247-57-3000	3. 救助	FAX 0247-57-3500	4. 救急	地上 8-11-333	5. 救援物資、人員等の搬送	衛星 8-10-333	広域航空消防応援実施要綱		福島県知事（ <u>災害対策課</u> ）	県を通じて消防庁長官に要請するもの			TEL 024-521-7641				FAX 024-521-7920	
応援協定名称等	要請種別	要請先	備考																																																							
福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則	1. 調査、情報収集等	福島県知事（消防防災航空センター）																																																								
	2. 火災（消火）	TEL 0247-57-3000																																																								
3. 救助	FAX 0247-57-3500																																																									
4. 救急	地上 8-11-333																																																									
5. 救援物資、人員等の搬送	衛星 8-10-333																																																									
広域航空消防応援実施要綱		福島県知事（ <u>消防保安課</u> ）	県を通じて消防庁長官に要請するもの																																																							
		TEL 024-521-7190																																																								
		FAX 024-521-9829																																																								
応援協定名称等	要請種別	要請先	備考																																																							
福島県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会則	1. 調査、情報収集等	福島県知事（消防防災航空センター）																																																								
	2. 火災（消火）	TEL 0247-57-3000																																																								
	3. 救助	FAX 0247-57-3500																																																								
	4. 救急	地上 8-11-333																																																								
	5. 救援物資、人員等の搬送	衛星 8-10-333																																																								
広域航空消防応援実施要綱		福島県知事（ <u>災害対策課</u> ）	県を通じて消防庁長官に要請するもの																																																							
		TEL 024-521-7641																																																								
		FAX 024-521-7920																																																								

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案																																								
3・4 P171	<table border="1" data-bbox="412 285 1528 380"> <tr> <td></td> <td>地上 8-11-201-2625</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛星 8-10-201-2625</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="344 432 682 466">第4節 気象情報等の伝達</p> <p data-bbox="344 478 543 512">3 業務の内容</p> <p data-bbox="368 525 1009 558">(1) いわき市に関する注意報・警報等の種類と概要</p> <p data-bbox="394 569 899 602">① 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p data-bbox="424 613 599 646">ア 特別警報</p> <p data-bbox="436 657 1528 781">平成25年8月30日に運用が開始されたもので、従来の警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものである。</p> <p data-bbox="448 791 1240 825">気象庁による特別警報の発表基準は以下のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="394 827 1457 1787"> <thead> <tr> <th>特別警報の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している _____ 状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="385 1797 474 1831"><u>(新設)</u></p>		地上 8-11-201-2625			衛星 8-10-201-2625		特別警報の種類	概 要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している _____ 状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	<table border="1" data-bbox="1620 285 2733 380"> <tr> <td></td> <td>地上 8-11-201-2630</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛星 8-10-201-2630</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1552 432 1890 466">第4節 気象情報等の伝達</p> <p data-bbox="1552 478 1751 512">3 業務の内容</p> <p data-bbox="1576 525 2217 558">(1) いわき市に関する注意報・警報等の種類と概要</p> <p data-bbox="1602 569 2107 602">① 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p data-bbox="1632 613 1807 646">ア 特別警報</p> <p data-bbox="1644 657 2736 781">平成25年8月30日に運用が開始されたもので、従来の警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものである。</p> <p data-bbox="1656 791 2531 825">気象庁による特別警報の発表種類と概要は以下のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="1602 827 2665 1787"> <thead> <tr> <th>特別警報の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1599 1797 2650 1831">※ 土砂崩れ及び浸水特別警報は、その警報事項を気象特別警報に含めて行われる。</p>		地上 8-11-201-2630			衛星 8-10-201-2630		特別警報の種類	概 要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	地上 8-11-201-2625																																									
	衛星 8-10-201-2625																																									
特別警報の種類	概 要																																									
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している _____ 状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																									
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。																																									
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。																																									
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																									
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																									
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい _____ ときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																									
	地上 8-11-201-2630																																									
	衛星 8-10-201-2630																																									
特別警報の種類	概 要																																									
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																									
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																									
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																									
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																									
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																									
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																									

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案								
P172	<p>イ 警報・注意報・気象情報</p> <p>a 警報 警報は、重大な災害の起こる恐れがある_____旨を警告して行う予報であり、福島地方気象台が市町村ごとに定められた基準をもとに発表する。</p> <p>b 注意報 注意報は、大雨などによって災害が起こる恐れがある_____場合に、その旨を注意して行う予報であり、福島地方気象台が市町村ごとに定められた基準をもとに発表する。</p> <p>c 気象情報</p> <p>(b) 土砂災害警戒情報 福島県（河川港湾班）と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」_____で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>イ 警報・注意報・気象情報</p> <p>a 警報 警報は、重大な災害の起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報であり、福島地方気象台が市町村ごとに定められた基準をもとに発表する。</p> <p>b 注意報 注意報は、大雨などによって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報である。</p> <p>c 気象情報</p> <p>(b) 土砂災害警戒情報 福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」、土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>								
P173	<p>福島地方気象台による主な警報・注意報・気象情報の発表基準等は以下のとおりとなっている。</p>	<p>主な警報・注意報種類と概要は以下のとおりとなっている。</p>								
P174	<table border="1" data-bbox="350 1140 1522 1228"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 1140 937 1228">警報・注意報の種類</th> <th data-bbox="937 1140 1522 1228">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="350 1228 1522 1854"> <p>※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の種類	概 要	<p>※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</p>		<table border="1" data-bbox="1558 1140 2733 1228"> <thead> <tr> <th data-bbox="1558 1140 2145 1228">警報・注意報の種類</th> <th data-bbox="2145 1140 2733 1228">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1558 1228 2733 1854"> <p>※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる</p> </td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の種類	概 要	<p>※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる</p>	
警報・注意報の種類	概 要									
<p>※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</p>										
警報・注意報の種類	概 要									
<p>※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる</p>										

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案																																																																																																																																																																																																																																																																												
P175	<p>【警報・注意報発表基準一覧表】</p> <p style="text-align: right;">令和 <u>2</u>年 <u>8</u>月 <u>6</u>日現在 発表官署 福島地方気象台</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>いわき市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">福島県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一時細分区域</td> <td colspan="2">浜通り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">浜通り南部</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 15</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 98</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">仁井田川流域=17.8,新川流域=14.1,好間川流域=18.5,鮫川流域=45.4,大久川流域=17.6,滑津川流域=11.6,藤原川流域=9.7,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.3,障子川流域=2.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">新川流域=(8,9.3),鮫川流域=(14,36),藤原川流域=(12,7.2),蛭田川流域=(8,7.9),宮川流域=(8,5.6)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">福島県夏井川[小川・鎌田]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>18m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>18m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>18m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>18m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間の降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td>山沿い</td> <td>12時間の降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">6.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">1.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="19">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=14.8,鮫川流域=36.3,大久川流域=14,滑津川流域=9.2,藤原川流域=7.7,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5,障子川流域=1.7</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(8,8.4),好間川流域=(8,11.8),鮫川流域=(8,29),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5,9),藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(9,36),三夜川流域=(5,2.5),宮川流域=(5,5)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">福島県夏井川[小川・鎌田]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間の降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>山沿い</td> <td>12時間の降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">0.9m</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="3">融雪により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">濃霧</td> <td rowspan="2">視程</td> <td>陸上</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="3">①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="3">大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">100mm</td> </tr> </table>	いわき市	府県予報区	福島県			一時細分区域	浜通り			市町村等をまとめた地域	浜通り南部		警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 98	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=17.8,新川流域=14.1,好間川流域=18.5,鮫川流域=45.4,大久川流域=17.6,滑津川流域=11.6,藤原川流域=9.7,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.3,障子川流域=2.2		複合基準 ※1	新川流域=(8,9.3),鮫川流域=(14,36),藤原川流域=(12,7.2),蛭田川流域=(8,7.9),宮川流域=(8,5.6)		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]		暴風	平均風速	陸上	18m/s	海上	18m/s	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う	海上	18m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ20cm	山沿い	12時間の降雪の深さ30cm	波浪	有義波高	6.0m		高潮	潮位	1.4m		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	64	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=14.8,鮫川流域=36.3,大久川流域=14,滑津川流域=9.2,藤原川流域=7.7,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5,障子川流域=1.7		複合基準 ※1	仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(8,8.4),好間川流域=(8,11.8),鮫川流域=(8,29),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5,9),藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(9,36),三夜川流域=(5,2.5),宮川流域=(5,5)		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]		強風	平均風速	陸上	12m/s	海上	12m/s	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	海上	12m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ10cm	山沿い	12時間の降雪の深さ20cm	波浪	有義波高	3.0m		高潮	潮位	0.9m		雷	落雷等により被害が予想される場合			融雪	融雪により被害が予想される場合			濃霧	視程	陸上	100m	海上	500m	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%			なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続			低温	夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき			霜	早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		<p>【警報・注意報発表基準一覧表】</p> <p style="text-align: right;">令和 <u>5</u>年 <u>6</u>月 <u>8</u>日現在 発表官署 福島地方気象台</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>いわき市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">福島県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">浜通り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">浜通り南部</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 15</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 84</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">仁井田川流域=17.8,新川流域=14.5,好間川流域=20.5,鮫川流域=47.1,大久川流域=17.6,滑津川流域=11.7,藤原川流域=10.1,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.4,障子川流域=2.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">新川流域=(8, 9.3), 鮫川流域=(14, 35.9), 藤原川流域=(12, 7.2), 蛭田川流域=(8, 7.9), 夏井川流域=(8, 40.6), 宮川流域=(8, 5.7)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">福島県夏井川[小川・鎌田]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>18m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>18m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td>山沿い</td> <td>12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">6.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">1.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="19">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">仁井田川流域=14.2,新川流域=11.6,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,大久川流域=14,滑津川流域=9.3,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">仁井田川流域=(5, 14.2), 新川流域=(5, 8.4), 好間川流域=(5, 16.4), 鮫川流域=(8, 30.1), 大久川流域=(5, 11.2), 滑津川流域=(5, 9), 藤原川流域=(5, 6.5), 蛭田川流域=(8, 5.5), 夏井川流域=(8, 36.1), 三夜川流域=(5, 2.4), 宮川流域=(5, 5.1)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td colspan="2">福島県夏井川[小川・鎌田]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>15m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">風雪</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>陸上</td> <td>12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>15m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> </tr> <tr> <td>山沿い</td> <td>12時間降雪の深さ20cm</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td colspan="2">3.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td colspan="2">0.9m</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="3">融雪により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">濃霧</td> <td rowspan="2">視程</td> <td>陸上</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td>海上</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="3">①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="3">大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td colspan="2">100mm</td> </tr> </table>	いわき市	府県予報区	福島県			一次細分区域	浜通り			市町村等をまとめた地域	浜通り南部		警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 84	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=17.8,新川流域=14.5,好間川流域=20.5,鮫川流域=47.1,大久川流域=17.6,滑津川流域=11.7,藤原川流域=10.1,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.4,障子川流域=2.2		複合基準 ※1	新川流域=(8, 9.3), 鮫川流域=(14, 35.9), 藤原川流域=(12, 7.2), 蛭田川流域=(8, 7.9), 夏井川流域=(8, 40.6), 宮川流域=(8, 5.7)		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]		暴風	平均風速	陸上	18m/s	海上	20m/s	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う	海上	20m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm	山沿い	12時間降雪の深さ30cm	波浪	有義波高	6.0m		高潮	潮位	1.4m		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	53	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=14.2,新川流域=11.6,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,大久川流域=14,滑津川流域=9.3,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7		複合基準 ※1	仁井田川流域=(5, 14.2), 新川流域=(5, 8.4), 好間川流域=(5, 16.4), 鮫川流域=(8, 30.1), 大久川流域=(5, 11.2), 滑津川流域=(5, 9), 藤原川流域=(5, 6.5), 蛭田川流域=(8, 5.5), 夏井川流域=(8, 36.1), 三夜川流域=(5, 2.4), 宮川流域=(5, 5.1)		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]		強風	平均風速	陸上	12m/s	海上	15m/s	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	海上	15m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	山沿い	12時間降雪の深さ20cm	波浪	有義波高	3.0m		高潮	潮位	0.9m		雷	落雷等により被害が予想される場合			融雪	融雪により被害が予想される場合			濃霧	視程	陸上	100m	海上	500m	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%			なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続			低温	夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき			霜	早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	
いわき市	府県予報区	福島県																																																																																																																																																																																																																																																																												
	一時細分区域	浜通り																																																																																																																																																																																																																																																																												
	市町村等をまとめた地域	浜通り南部																																																																																																																																																																																																																																																																												
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15																																																																																																																																																																																																																																																																											
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 98																																																																																																																																																																																																																																																																											
	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=17.8,新川流域=14.1,好間川流域=18.5,鮫川流域=45.4,大久川流域=17.6,滑津川流域=11.6,藤原川流域=9.7,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.3,障子川流域=2.2																																																																																																																																																																																																																																																																											
		複合基準 ※1	新川流域=(8,9.3),鮫川流域=(14,36),藤原川流域=(12,7.2),蛭田川流域=(8,7.9),宮川流域=(8,5.6)																																																																																																																																																																																																																																																																											
		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]																																																																																																																																																																																																																																																																											
	暴風	平均風速	陸上	18m/s																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	18m/s																																																																																																																																																																																																																																																																										
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	18m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																										
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																																																										
山沿い			12時間の降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																																																																																																											
波浪	有義波高	6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																												
高潮	潮位	1.4m																																																																																																																																																																																																																																																																												
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																																																																																																											
		土壌雨量指数基準	64																																																																																																																																																																																																																																																																											
	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=14.2,新川流域=11.2,好間川流域=14.8,鮫川流域=36.3,大久川流域=14,滑津川流域=9.2,藤原川流域=7.7,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5,障子川流域=1.7																																																																																																																																																																																																																																																																											
		複合基準 ※1	仁井田川流域=(5,14.2),新川流域=(8,8.4),好間川流域=(8,11.8),鮫川流域=(8,29),大久川流域=(5,11.2),滑津川流域=(5,9),藤原川流域=(5,6.5),蛭田川流域=(8,5.5),夏井川流域=(9,36),三夜川流域=(5,2.5),宮川流域=(5,5)																																																																																																																																																																																																																																																																											
		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]																																																																																																																																																																																																																																																																											
	強風	平均風速	陸上	12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																										
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																										
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間の降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																																																																										
			山沿い	12時間の降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																																																										
	波浪	有義波高	3.0m																																																																																																																																																																																																																																																																											
	高潮	潮位	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																											
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																												
	融雪	融雪により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																												
	濃霧	視程	陸上	100m																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	500m																																																																																																																																																																																																																																																																										
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%																																																																																																																																																																																																																																																																												
	なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続																																																																																																																																																																																																																																																																												
低温	夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき																																																																																																																																																																																																																																																																													
霜	早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)																																																																																																																																																																																																																																																																													
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合																																																																																																																																																																																																																																																																													
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																																																																																																												
いわき市	府県予報区	福島県																																																																																																																																																																																																																																																																												
	一次細分区域	浜通り																																																																																																																																																																																																																																																																												
	市町村等をまとめた地域	浜通り南部																																																																																																																																																																																																																																																																												
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15																																																																																																																																																																																																																																																																											
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 84																																																																																																																																																																																																																																																																											
	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=17.8,新川流域=14.5,好間川流域=20.5,鮫川流域=47.1,大久川流域=17.6,滑津川流域=11.7,藤原川流域=10.1,蛭田川流域=8.7,三夜川流域=3.2,宮川流域=6.4,障子川流域=2.2																																																																																																																																																																																																																																																																											
		複合基準 ※1	新川流域=(8, 9.3), 鮫川流域=(14, 35.9), 藤原川流域=(12, 7.2), 蛭田川流域=(8, 7.9), 夏井川流域=(8, 40.6), 宮川流域=(8, 5.7)																																																																																																																																																																																																																																																																											
		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]																																																																																																																																																																																																																																																																											
	暴風	平均風速	陸上	18m/s																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																										
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																										
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																																																										
山沿い			12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																																																																																																											
波浪	有義波高	6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																												
高潮	潮位	1.4m																																																																																																																																																																																																																																																																												
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																																																																																																											
		土壌雨量指数基準	53																																																																																																																																																																																																																																																																											
	洪水	流域雨量指数基準	仁井田川流域=14.2,新川流域=11.6,好間川流域=16.4,鮫川流域=37.6,大久川流域=14,滑津川流域=9.3,藤原川流域=8,蛭田川流域=6.9,三夜川流域=2.5,宮川流域=5.1,障子川流域=1.7																																																																																																																																																																																																																																																																											
		複合基準 ※1	仁井田川流域=(5, 14.2), 新川流域=(5, 8.4), 好間川流域=(5, 16.4), 鮫川流域=(8, 30.1), 大久川流域=(5, 11.2), 滑津川流域=(5, 9), 藤原川流域=(5, 6.5), 蛭田川流域=(8, 5.5), 夏井川流域=(8, 36.1), 三夜川流域=(5, 2.4), 宮川流域=(5, 5.1)																																																																																																																																																																																																																																																																											
		指定河川洪水予報による基準	福島県夏井川[小川・鎌田]																																																																																																																																																																																																																																																																											
	強風	平均風速	陸上	12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	15m/s																																																																																																																																																																																																																																																																										
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	15m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																										
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																																																																										
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																																																																										
	波浪	有義波高	3.0m																																																																																																																																																																																																																																																																											
	高潮	潮位	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																											
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																												
	融雪	融雪により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																												
	濃霧	視程	陸上	100m																																																																																																																																																																																																																																																																										
			海上	500m																																																																																																																																																																																																																																																																										
	乾燥	①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%																																																																																																																																																																																																																																																																												
	なだれ	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続																																																																																																																																																																																																																																																																												
低温	夏季:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき																																																																																																																																																																																																																																																																													
霜	早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)																																																																																																																																																																																																																																																																													
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合																																																																																																																																																																																																																																																																													
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm																																																																																																																																																																																																																																																																												

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P177	<p>(3) 注意報・警報等の伝達 ② 情報伝達の体系</p> <p>※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ) ※二重枠は法定伝達機関 ※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化(防災情報提供システム、アデスオンライン)</p>	<p>(3) 注意報・警報等の伝達 ② 情報伝達の体系</p> <p>※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 ※二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の二によって警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案												
P178	<p>(6) 土砂災害警戒情報の取扱い 福島県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の<u>参考となる</u>よう、原則として市町村ごとに発表されるものである。（後略）</p> <p>【土砂災害警戒情報の連絡系統】 ※災害対策本部設置時 <u>各報道機関</u></p>	<p>(6) 土砂災害警戒情報の取扱い 福島県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の<u>判断を支援する</u>よう、原則として市町村ごとに発表されるものである。（後略）</p> <p>【土砂災害警戒情報の連絡系統】 ※災害対策本部設置時 <u>NHK 福島放送局</u></p>												
P183	<p>第5節 洪水予報・予防警報の伝達 3 業務の内容 (3) 水防法に定める洪水予報 ① 洪水予報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="359 850 1519 995"> <thead> <tr> <th>洪水予報の標題（種類）</th> <th>発表基準</th> <th>市町村・住民に求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫の発生</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階 <u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階	〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階 <u>(新設)</u>	<p>第5節 洪水予報・予防警報の伝達 3 業務の内容 (3) 水防法に定める洪水予報 ① 洪水予報の種類と発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1567 850 2727 995"> <thead> <tr> <th>洪水予報の標題（種類）</th> <th>発表基準</th> <th>市町村・住民に求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫の発生</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】</td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階	〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階												
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階 <u>(新設)</u>												
洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階												
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】												
3・6														
P190	<p>第6節 災害情報の収集・伝達 5 市の実施体制 (1) 第1段階（発災初動期：～おおむね3日以内） ② 災対産業振興部 _____：物資<u>支援</u>班</p>	<p>第6節 災害情報の収集・伝達 5 市の実施体制 (1) 第1段階（発災初動期：～おおむね3日以内） ② 災対産業振興部・災対財政部：物資<u>統括</u>班</p>												
P198	<p>10 災害時の広報（災害広報・広報案文） ② 救援に係る広報活動（救援期） イ 市の実施する住民への広報 a 広報内容 (a) 人心の安定に関する広報 (b) 生活に関する情報 ・衣食住関連の商品、サービス ・災害ごみの収集 ・救援物資の種類、配付場所 ・義援金の募集、支給 <u>(新設)</u></p>	<p>10 災害時の広報（災害広報・広報案文） ② 救援に係る広報活動（救援期） イ 市の実施する住民への広報 a 広報内容 (a) 人心の安定に関する広報 (b) 生活に関する情報 ・衣食住関連の商品、サービス ・災害ごみの収集 ・救援物資の種類、配付場所 ・義援金の募集、支給 ・防疫、衛生に関する情報</p>												

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案																								
P200	<p>【資料】</p> <p>広報案文</p> <p>(省略)</p> <p>4 防疫、保健衛生に関する注意</p> <p><u>◎ 市民の皆さん、食中毒や感染症にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。</u></p> <p><u>また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたりしたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。</u></p> <p><u>食中毒症状の時は、いわき市保健所 電話 27-8555 まで連絡してください。</u></p>	<p>【資料】</p> <p>広報案文</p> <p>(省略)</p> <p>4 防疫、保健衛生に関する注意</p> <p><u>◎ 市民の皆さん、食中毒や感染症にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。</u></p> <p><u>また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたりしたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。</u></p> <p><u>食中毒症状の時は、いわき市保健所 電話 27-8555 まで連絡してください。</u></p>																								
3・9 P214	<p>第9節 自分と家族を守る応急対策</p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>(6) 防疫保健衛生</p> <p>イ <u>居住地の衛生確保</u></p>	<p>第9節 自分と家族を守る応急対策</p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>(6) 防疫保健衛生</p> <p>イ <u>家屋の衛生確保（清掃・乾燥及び必要な家屋内の消毒）</u></p>																								
P226	<p>第10節 避難対策</p> <p>11 避難所の開設</p> <p>(3) 開設時の留意事項</p> <p>① 開設</p> <p>アイウ（省略）</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第10節 避難対策</p> <p>11 避難所の開設</p> <p>(3) 開設時の留意事項</p> <p>① 開設</p> <p>アイウ（省略）</p> <p><u>エ 避難所において感染症の発生及び感染拡大を防止するため、被災者、職員を含む関係者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生、換気等の実施を周知徹底する</u></p>																								
P227	<p>② 学校を避難所として使用する場合</p> <p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="418 1591 1507 1866"> <thead> <tr> <th>機 能</th> <th>割り当てる部屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所運営本部</td> <td>(余裕) 教室または特別教室</td> </tr> <tr> <td>地域住民の避難所</td> <td>体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒の学習室</td> <td>普通教室</td> </tr> <tr> <td>福祉スペース</td> <td>保健室、和室等</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 能	割り当てる部屋	避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室	地域住民の避難所	体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室	児童・生徒の学習室	普通教室	福祉スペース	保健室、和室等	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>② 学校を避難所として使用する場合</p> <p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="1626 1591 2715 1866"> <thead> <tr> <th>機 能</th> <th>割り当てる部屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所運営本部</td> <td>(余裕) 教室または特別教室</td> </tr> <tr> <td>地域住民の避難所</td> <td>体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒の学習室</td> <td>普通教室</td> </tr> <tr> <td>福祉スペース</td> <td>保健室、和室等</td> </tr> <tr> <td><u>体調不良者用静養スペース</u></td> <td><u>(保健室等) 個室が望ましい</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 能	割り当てる部屋	避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室	地域住民の避難所	体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室	児童・生徒の学習室	普通教室	福祉スペース	保健室、和室等	<u>体調不良者用静養スペース</u>	<u>(保健室等) 個室が望ましい</u>
機 能	割り当てる部屋																									
避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室																									
地域住民の避難所	体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室																									
児童・生徒の学習室	普通教室																									
福祉スペース	保健室、和室等																									
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																									
機 能	割り当てる部屋																									
避難所運営本部	(余裕) 教室または特別教室																									
地域住民の避難所	体育館 必要に応じて余裕教室、特別教室																									
児童・生徒の学習室	普通教室																									
福祉スペース	保健室、和室等																									
<u>体調不良者用静養スペース</u>	<u>(保健室等) 個室が望ましい</u>																									

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P227	<p>③ 受入スペースの指定 ア (省略) <u>(新設)</u> <u>イ</u> スペースの指定の表示方法については、床面に色テープで掲示する等わかりやすいものになるよう努める。</p>	<p>③ 受入スペースの指定 ア (省略) イ 体調不良者用静養室を準備する他、感染症予防に配慮したスペースの設営に努める ウ スペースの指定の表示方法については、床面に色テープで掲示する等わかりやすいものになるよう努める</p>
P229	<p>12 避難所の運営 (3) 運営の手順 アイ (省略) ウ 要配慮者_____の把握（避難者カードと避難行動要支援者名簿との突合） エオカキク (省略) <u>(新設)</u> (4) 運営上の留意事項 ① 避難者の把握 ア (省略) <u>(新設)</u> <u>イ</u> 避難所班は、避難者カードの情報を避難者名簿に集約した後、災対各地区本部へ報告する。また、個別支援調査表が提出された場合は、避難行動要支援者名簿との突合を行い、その情報を災対各地区本部に併せて報告する。</p>	<p>12 避難所の運営 (3) 運営の手順 アイ (省略) ウ 要配慮者及び体調不良者の把握（避難者カードと避難行動要支援者名簿との突合） エオカキク (省略) ケ 感染症予防に留意した清掃、換気等の環境整備 (4) 運営上の留意事項 ① 避難者の把握 ア (省略) <u>イ</u> 避難者の体調確認を、避難者受け入れ時及び毎日行い、体調不良者が確認された場合には、災対各地区本部医療班へ連絡・連携し対応する <u>ウ</u> 避難所班は、避難者カードの情報を避難者名簿に集約した後、災対各地区本部へ報告する。また、個別支援調査表が提出された場合は、避難行動要支援者名簿との突合を行い、その情報を災対各地区本部に併せて報告する。</p>
P230	<p>② 避難所居住区域の割振り アイ (省略) <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 子育て家庭や女性だけの家庭等に対しては、生活空間の設置に対する配慮を行う。 <u>エ</u> 避難者数が減少し、避難所内のスペースに余裕が出てきた段階で、不公平にならないよう配慮しながら、避難者の使用面積を拡大し、プライバシーの確保を図る。 ③④ (省略) <u>(新設)</u> <u>⑤</u> 食料品、日用品の請求、受取り、配給 <u>⑥</u> 避難所の運営状況及び運営記録の作成 <u>⑦</u> 被災者の移送・受入 <u>⑧</u> 地域の自警</p>	<p>② 避難所居住区域の割振り アイ (省略) <u>ウ</u> 体調不良者等は専用スペースを設けることや別室に割振るよう努める。 <u>エ</u> 子育て家庭や女性だけの家庭等に対しては、生活空間の設置に対する配慮を行う。 <u>オ</u> 避難者数が減少し、避難所内のスペースに余裕が出てきた段階で、不公平にならないよう配慮しながら、避難者の使用面積を拡大し、プライバシーの確保を図る。 ③④ (省略) <u>⑤</u> 体調不良者への対応 体調不良者に対しては、個室や専用スペースへの移動を検討し、積極的な受診勧奨を行う <u>⑥</u> 食料品、日用品の請求、受取り、配給 <u>⑦</u> 避難所の運営状況及び運営記録の作成 <u>⑧</u> 被災者の移送・受入 <u>⑨</u> 地域の自警</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
<p>3・11 P235</p> <p>P236</p> <p>P237</p> <p>3・14 P243</p>	<p>⑨ 地域との連携</p> <p>⑩ 在宅被災者に対する支援</p> <p>⑪ ペット対策</p> <p>第11節 避難所等における防疫保健衛生対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 防疫対策</p> <p>② 感染症発生予防対策</p> <p>ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、<u>台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。</u></p> <p>イ <u>トイレ、台所等の家の周りの消毒</u>を実施するための防疫薬品を当該地域に配布する。</p> <p>⑤ 感染症発生予防対策</p> <p>ア <u>被災地において一類または二類の感染症患者若しくは一類感染症病原体保有者が発生した時は、すみやかに指定医療機関に入院の措置をとるものとし、交通遮断等により指定医療機関に収容することが困難な場合は、県知事が適当と認める病院または診療所に入院の措置をとる。</u></p> <p>イ <u>市は、台所、トイレ、排水口等の消毒をするための防疫薬品を当該地域に配布し、汚物、し尿は消毒後に処理する。</u></p> <p>ウ <u>市は、疾病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を実施する。</u></p> <p>(5) 防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達</p> <p><u>市は、防疫及び保健衛生用資機材の整備・充実を図るとともに、資機材が不足したときは、防疫薬品業者等から調達を図るほか、必要に応じて県に対し確保を依頼する。</u></p> <p>第14節 ペットの保護対策</p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>キ 災対保健福祉部は、災対財政部 <u>物資調達班</u>や<u>災対産業振興部商工労政班</u>と連携し、協定を締結した民間流通事業者からペット用のえさや医薬品、衛生用品などを調達し、飼い主や動物救護本部等に提供する。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) ペットフード等支援物資の提供</p> <p>災対財政部 <u>物資調達班</u>と連携して避難したペット用のえさや医薬品、飼育用品等の確保に協力する。</p>	<p>⑩ 地域との連携</p> <p>⑪ 在宅被災者に対する支援</p> <p>⑫ ペット対策</p> <p>第11節 避難所等における防疫保健衛生対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(2) 防疫対策</p> <p>② 感染症発生予防対策</p> <p>ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、<u>家屋の清掃と乾燥、必要に応じた屋内の消毒方法を指導する</u></p> <p>イ <u>必要に応じて、家屋内の消毒</u>実施するための防疫薬品を当該地域に配布する。</p> <p>⑤ 感染症発生予防対策</p> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生予防及びそのまん延防止のための措置を行う。</u></p> <p>(5) 防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達</p> <p>市は、防疫及び保健衛生用資機材を予め備蓄し、不足する時は調達を図る。</p> <p>第14節 ペットの保護対策</p> <p>3 各主体の責務</p> <p>(2) 市の役割</p> <p>キ 災対保健福祉部は、災対財政部・<u>災対産業振興部物資統括班</u>と連携し、協定を締結した民間流通事業者からペット用のえさや医薬品、衛生用品などを調達し、飼い主や動物救護本部等に提供する。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) ペットフード等支援物資の提供</p> <p>災対財政部・<u>災対産業振興部物資統括班</u>と連携して避難したペット用のえさや医薬品、飼育用品等の確保に協力する。</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
3・15 P245	<p>第15節 要配慮者への対策</p> <p><達成目標> 市は、要配慮者の安全確保について、避難行動要支援者名簿及び同名簿をもとに作成した避難支援個別計画に基づき、迅速な情報伝達及び避難誘導を行う。 また、心身の健康状態等に配慮し、各段階のニーズに対応したきめ細やかな支援策を講じる。 特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、あらかじめ作成した避難確保計画に基づき、利用者の円滑かつ迅速な避難を行う。</p>	<p>第15節 要配慮者への対策</p> <p><達成目標> 市は、要配慮者の安全確保について、避難行動要支援者名簿及び同名簿をもとに作成した個別避難計画に基づき、迅速な情報伝達及び避難誘導を行う。 また、心身の健康状態等に配慮し、各段階のニーズに対応したきめ細やかな支援策を講じる。 特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、あらかじめ作成した避難確保計画に基づき、利用者の円滑かつ迅速な避難を行う。</p>
P248	<p>4 業務の内容</p> <p>(4) 避難所の設置・運営</p> <p>エ 災対各地区本部避難所班は、車椅子や粉ミルク、おむつなどの日用品を確保するため、災対財政部 <u>物資調達班</u>や災対産業振興部と連携を図りながら、協定締結自治体や民間事業者に供給を要請する。</p>	<p>4 業務の内容</p> <p>(4) 避難所の設置・運営</p> <p>エ 災対各地区本部避難所班は、車椅子や粉ミルク、おむつなどの日用品を確保するため、災対財政部・災対産業振興部物資統括班と連携を図りながら、協定締結自治体や民間事業者に供給を要請する。</p>
3・28 P298	<p>第28節 応急住宅対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(8) 被災住宅の応急修理 _____（県・市）</p>	<p>第28節 応急住宅対策</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(8) 被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）（県・市）</p>
3・33 P309	<p>第33節 ライフライン応急対策（電話）</p> <p>【実施主体】東日本電信電話株式会社（福島ーいわき支店）</p>	<p>第33節 ライフライン応急対策（電話）</p> <p>【実施主体】東日本電信電話株式会社ー福島支店</p>
3・44 P351	<p>第44節 非常用食料等の供給</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 食料品の供給</p> <p>④ 供給活動の実施</p> <p>ア 市の実施体制</p> <p>a 避難所の開設・運営を担当する災対各地区本部避難所班は、避難者名簿をもとに必要数量を算出し、市が備蓄した非常用食糧や飲料水等を被災者に供給するとともに、不足が生じる場合は、災対財政部 _____物資調達班に追加供給を要請する。</p>	<p>第44節 非常用食料等の供給</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) 食料品の供給</p> <p>④ 供給活動の実施</p> <p>ア 市の実施体制</p> <p>a 避難所の開設・運営を担当する災対各地区本部避難所班は、避難者名簿をもとに必要数量を算出し、市が備蓄した非常用食糧や飲料水等を被災者に供給するとともに、不足が生じる場合は、災対財政部・災対産業振興部物資統括班に追加供給を要請する。</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
P351	<p>b <u> </u> 災対産業振興部物資支援班は、災対各地区本部からの避難者数や食料の過不足状況を整理し、市内の小売業者等との応援協定に基づき、食料や飲料水等を調達し、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。</p> <p><u>また、全国からの救援物資の受け入れ等を担当する災対産業振興部物資支援班に対し、救援物資による対応が可能か確認する。</u></p> <p>c <u> </u> 災対産業振興部物資支援班は、(公社)福島県トラック協会いわき支部に要請し、対応が可能か確認を行う。</p> <p>d <u> </u> 災対産業振興部物資支援班は、対応が可能な場合、(公社)福島県トラック協会いわき支部に対し、災対各地区本部または避難所に救援物資を配送するよう要請する。</p>	<p>b 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、災対各地区本部からの避難者数や食料の過不足状況を整理し、市内の小売業者等との応援協定に基づき、食料や飲料水等を調達し、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。</p> <p>c 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、(公社)福島県トラック協会いわき支部に要請し、対応が可能か確認を行う。</p> <p>d 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、対応が可能な場合、(公社)福島県トラック協会いわき支部に対し、災対各地区本部または避難所に救援物資を配送するよう要請する。</p>
P352	<p>(2) 食物アレルギー対応食料等の供給</p> <p>① 必要数等の把握</p> <p>災対各地区本部避難所班は、避難者名簿の作成にあたり、食物アレルギーの有無や持病による食事制限など食料の供給に際し何らかの配慮が必要な被災者の実態把握に努め、その状況を災対各地区本部総務班を通じて災対こどもみらい部避難所支援班及び <u> </u> 災対産業振興部物資支援班に報告する。</p>	<p>(2) 食物アレルギー対応食料等の供給</p> <p>① 必要数等の把握</p> <p>災対各地区本部避難所班は、避難者名簿の作成にあたり、食物アレルギーの有無や持病による食事制限など食料の供給に際し何らかの配慮が必要な被災者の実態把握に努め、その状況を災対各地区本部総務班を通じて災対こどもみらい部避難所支援班及び災対財政部・災対産業振興部物資統括班に報告する。</p>
P353	<p>③ 供給活動の実施</p> <p>ア 災対各地区本部総務班は、各避難所における食物アレルギー対応が必要な避難者数や必要数量等を把握し、<u> </u> 災対産業振興部物資支援班に供給を要請する。</p> <p>イ <u> </u> 災対産業振興部物資支援班は、市内の小売業者またはアレルギー対応食料等を扱う専門業者等に要請し、アレルギー対応用の食料やミルク等を調達して、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。</p> <p>ウ <u> </u> 災対産業振興部物資支援班は、調達が困難な場合は、救援物資による対応が可能か確認する。</p> <p>エ <u> </u> 災対産業振興部物資支援班は、(公社)福島県トラック協会いわき支部に要請し、対応が可能か確認を行う。</p> <p>オ <u> </u> 災対産業振興部物資支援班は、応援協定締結先の自治体に対し、アレルギー対応食料等の調達について要請する。</p>	<p>③ 供給活動の実施</p> <p>ア 災対各地区本部総務班は、各避難所における食物アレルギー対応が必要な避難者数や必要数量等を把握し、災対財政部・災対産業振興部物資統括班に供給を要請する。</p> <p>イ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、市内の小売業者またはアレルギー対応食料等を扱う専門業者等に要請し、アレルギー対応用の食料やミルク等を調達して、災対各地区本部または避難所への配送を要請する。</p> <p>ウ 災対財政部 災対産業振興部物資統括班は、調達が困難な場合は、救援物資による対応が可能か確認する。</p> <p>エ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、(公社)福島県トラック協会いわき支部に要請し、対応が可能か確認を行う。</p> <p>オ 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、応援協定締結先の自治体に対し、アレルギー対応食料等の調達について要請する。</p>
P354	<p>⑤ 供給活動の実施</p> <p>イ 市の実施体制</p> <p>a 災対保健福祉部保健福祉総括班は、災対各地区本部避難所班からの報告、被災者へのアンケートや家屋等被害調査の結果等を踏まえ、必要な物資を整理し、災対財政部物資調達班または災対産業振興部商業労政班に調達を要請する。</p> <p>b 災対産業振興部商業労政班は、災対保健福祉部保健福祉総括班からの要請に基づき、(公社)福島県トラック協会いわき支部との協定に基づき、救援物資による対応が</p>	<p>⑤ 供給活動の実施</p> <p>イ 市の実施体制</p> <p>a 災対保健福祉部保健福祉総括班は、災対各地区本部避難所班からの報告、被災者へのアンケートや家屋等被害調査の結果等を踏まえ、必要な物資を整理し、災対財政部・災対産業振興部物資統括班に調達を要請する。</p> <p>b 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、災対保健福祉部保健福祉総括班からの要請に基づき、(公社)福島県トラック協会いわき支部との協定に基づき、救援物資に</p>

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
<p>3・53 P379</p> <p>P381</p>	<p>可能か確認する。</p> <p>c 災対産業振興部商業労政班は、対応が可能な場合、(公社)福島県トラック協会いわき支部に対し、災対各地区本部または避難所に支援物資を配送するよう要請する。</p> <p>第53節 ボランティアとの協働</p> <p>3 各主体の業務</p> <p>(1) いわき市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携して_____災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>(2) 市（災対市民協働部）の役割</p> <p>① 災害ボランティアの受け入れ体制の整備 市社会福祉協議会と協議し、_____災害ボランティアセンターを設置する場所（市社会福祉センター、災対各地区本部など）を指定する。</p>	<p>よる対応が可能か確認する。</p> <p>c 災対財政部・災対産業振興部物資統括班は、対応が可能な場合、(公社)福島県トラック協会いわき支部に対し、災対各地区本部または避難所に支援物資を配送するよう要請する。</p> <p>第53節 ボランティアとの協働</p> <p>3 各主体の業務</p> <p>(1) いわき市社会福祉協議会の役割 災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性があるときは、市社会福祉協議会は、市（災対市民協働部）と連携して市内各地域の被災実情に応じ、市社会福祉センターや、各地区本部などへ災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>(2) 市（災対市民協働部）の役割</p> <p>① 災害ボランティアの受け入れ体制の整備 市社会福祉協議会と協議し、市内各地域の被災実情に応じ、災害ボランティアセンターを設置する場所（市社会福祉センター、災対各地区本部など）を指定する。</p>
<p>3・55 P387</p> <p>P392</p>	<p>第55節 災害救助法による救助</p> <p>1 業務の内容 災害救助法による救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした一時的な応急救助であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。市は、災害が発生し_____、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対しすみやかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。</p> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 県の役割 政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施</p> <p>① (省略)</p> <p>② 救助の実施 現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。</p>	<p>第55節 災害救助法による救助</p> <p>1 業務の内容 災害救助法による救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした一時的な応急救助であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。市は、災害が発生し又は災害発生のおそれがあり、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対しすみやかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。</p> <p>2 各主体の責務</p> <p>(1) 県の役割 政令で定める程度の災害が発生した市町村において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施</p> <p>① (省略)</p> <p>② 救助の実施 現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。</p>

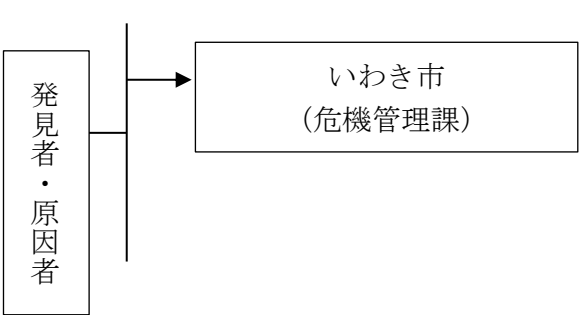
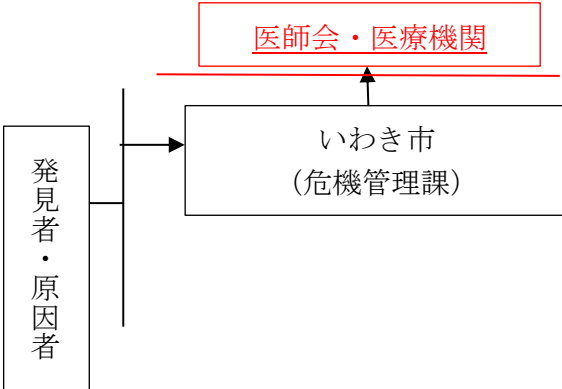
いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案																																												
P393	<p>(法第4条第2項)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 救助実施状況の情報提供</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 情報提供にあたっては、救助の種類ごとに、必要事項の外、次の事項を記録する。</p> <p>【救助の種類と情報提供事項】</p> <table border="1" data-bbox="418 558 1507 1287"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>情報提供事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所及び応急仮設住宅の供与</td> <td>箇所数、収容人員</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td> <td>設置戸数</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</td> <td>箇所数、給食数、給食人員</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>対象人員</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>主なる品目別給与点数及び給与世帯数</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>救出人員、行方不明者数</td> </tr> <tr> <td>生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与</td> <td>対象世帯数</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>小、中学別対象者数及び給与点数</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>遺体処理数</td> </tr> <tr> <td>災害によって住居や周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td>対象世帯数</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	情報提供事項	避難所及び応急仮設住宅の供与	箇所数、収容人員	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	設置戸数	被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	箇所数、給食数、給食人員	医療及び助産	対象人員	被災者の救出	主なる品目別給与点数及び給与世帯数	被災した住宅の応急修理	救出人員、行方不明者数	生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与	対象世帯数	学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数	埋葬	遺体処理数	災害によって住居や周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	対象世帯数	<p>(法第4条第3項)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 救助実施状況の情報提供</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 情報提供にあたっては、救助の種類ごとに、必要事項の外、次の事項を記録する。</p> <p>【救助の種類と情報提供事項】</p> <table border="1" data-bbox="1626 558 2715 1287"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>情報提供事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所及び応急仮設住宅の供与</td> <td>箇所数、収容人員、設置戸数</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td> <td>箇所数、給食数、給食人員</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</td> <td>主なる品目別給与点数及び給与世帯数</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>対象人員</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>救出人員、行方不明者数</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>対象世帯数</td> </tr> <tr> <td>生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与</td> <td>主なる品目別給与点数及び給与世帯数</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>小、中学別対象者数及び給与点数</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>遺体処理数</td> </tr> <tr> <td>災害によって住居や周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td>対象世帯数</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	情報提供事項	避難所及び応急仮設住宅の供与	箇所数、収容人員、設置戸数	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	箇所数、給食数、給食人員	被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数	医療及び助産	対象人員	被災者の救出	救出人員、行方不明者数	被災した住宅の応急修理	対象世帯数	生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数	学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数	埋葬	遺体処理数	災害によって住居や周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	対象世帯数
救助の種類	情報提供事項																																													
避難所及び応急仮設住宅の供与	箇所数、収容人員																																													
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	設置戸数																																													
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	箇所数、給食数、給食人員																																													
医療及び助産	対象人員																																													
被災者の救出	主なる品目別給与点数及び給与世帯数																																													
被災した住宅の応急修理	救出人員、行方不明者数																																													
生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与	対象世帯数																																													
学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数																																													
埋葬	遺体処理数																																													
災害によって住居や周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	対象世帯数																																													
救助の種類	情報提供事項																																													
避難所及び応急仮設住宅の供与	箇所数、収容人員、設置戸数																																													
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	箇所数、給食数、給食人員																																													
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数																																													
医療及び助産	対象人員																																													
被災者の救出	救出人員、行方不明者数																																													
被災した住宅の応急修理	対象世帯数																																													
生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数																																													
学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数																																													
埋葬	遺体処理数																																													
災害によって住居や周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	対象世帯数																																													

いわき市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照

章・節	現 行 計 画	修 正 案
4・3 P405	<p>第4章 災害復旧・復興計画 第3節 市民生活安定のための緊急措置 1 計画の目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><達成目標> 市は、 _____ _____ _____</p> </div> <p>被害状況に応じて迅速に生活支援体制を確立し、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税等の徴収猶予措置、公共料金の特例措置、被災住宅復興や事業経営安定のための資金融資、弔慰金・見舞金の支給、義援金の配分等を実施し、市民生活の安定を図る。</p> <p>東日本大震災への対応で構築した、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えて活用できる仕組みを整備するとともに、そのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。</p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画 第3節 市民生活安定のための緊急措置 1 計画の目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><達成目標> 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、被害状況に応じて迅速に生活支援体制を確立し、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税等の徴収猶予措置、公共料金の特例措置、被災住宅復興や事業経営安定のための資金融資、弔慰金・見舞金の支給、義援金の配分等を実施し、市民生活の安定を図る。</p> <p>東日本大震災への対応で構築した、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを、今後の災害発生に備えて活用できる仕組みを整備するとともに、そのノウハウを他の被災地にも提供できるようにする。</p> </div>

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案
2-1 P8	<p>第2章 海上災害対策計画 第1節 海上災害予防対策 2 予防対策 (5) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>緊急消防援助隊いわき市受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>	誤記の修正	<p>第2章 海上災害対策計画 第1節 海上災害予防対策 2 予防対策 (5) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>いわき市緊急消防援助隊受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>
2-1 P9	<p>第2章 海上災害対策計画 第1節 海上災害予防対策 2 予防対策 (6) 福島県沿岸排出油防除協議会の活動 イ 市は、油排出時の防除活動等を推進するため、<u>など</u>各種協議会等の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応できるよう努める。</p>	誤記の修正	<p>第2章 海上災害対策計画 第1節 海上災害予防対策 2 予防対策 (6) 福島県沿岸排出油防除協議会の活動 イ 市は、油排出時の防除活動等を推進するため、<u> </u>各種協議会等の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応できるよう努める。</p>
3-1 P26	<p>第3章 鉄道災害対策計画 第1節 鉄道災害予防対策 2 予防対策 (4) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 オ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>緊急消防援助隊いわき市受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>	誤記の修正	<p>第3章 鉄道災害対策計画 第1節 鉄道災害予防対策 2 予防対策 (4) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 オ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>いわき市緊急消防援助隊受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案
4-1 P36	<p>第4章 航空災害対策計画 第1節 航空災害予防対策 2 予防対策 (3) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>緊急消防援助隊いわき市受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>	誤記の修正	<p>第4章 航空災害対策計画 第1節 航空災害予防対策 2 予防対策 (3) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>いわき市緊急消防援助隊受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>
4-2 P37	<p>第4章 航空災害対策計画 第2節 航空災害応急対策 1 災害情報の収集伝達 (1) 災害情報の収集 【航空災害情報伝達系統】</p> 	<p>県より航空災害情報伝達系統に必要な連絡先として、「医師会・医療機関」への連絡を追記するよう依頼あり</p>	<p>第4章 航空災害対策計画 第2節 航空災害応急対策 1 災害情報の収集伝達 (1) 災害情報の収集 【航空災害情報伝達系統】</p> 

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案
5－1 P46	<p>第5章 道路災害対策計画 第1節 道路災害予防対策 2 予防対策 (6) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>緊急消防援助隊いわき市受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>	誤記の修正	<p>第5章 道路災害対策計画 第1節 道路災害予防対策 2 予防対策 (6) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>いわき市緊急消防援助隊受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>
6－1 P57	<p>第6章 危険物等災害対策計画 第1節 危険物等災害予防対策 2 予防対策 (5) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>緊急消防援助隊いわき市受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>	誤記の修正	<p>第6章 危険物等災害対策計画 第1節 危険物等災害予防対策 2 予防対策 (5) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>いわき市緊急消防援助隊受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>
7－1 P69	<p>第7章 大規模な火事災害対策計画 第1節 大規模な火事災害予防対策 2 予防対策 (7) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>緊急消防援助隊いわき市受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>	誤記の修正	<p>第7章 大規模な火事災害対策計画 第1節 大規模な火事災害予防対策 2 予防対策 (7) 救助・救援及び医療救護体制の整備 ④ 市の役割 カ 緊急消防援助隊の要請及び受援 消防本部は、<u>いわき市緊急消防援助隊受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>

章・節	現 行 計 画	修正理由	修 正 案
7-2 P73	<p>第7章 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第2節 大規模な火事災害応急対策</p> <p>3 搜索、救助・救急及び医療救護活動</p> <p>(1) 県、県警察本部</p> <p>ア 市長から要請があったときは、消防防災ヘリコプターや<u>ドクターヘリ</u>による搜索、救助、消火、偵察等を実施する。</p>	<p>内容の適正化を図るために修正する。</p>	<p>第7章 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第2節 大規模な火事災害応急対策</p> <p>3 搜索、救助・救急及び医療救護活動</p> <p>(1) 県、県警察本部</p> <p>ア 市長から要請があったときは、消防防災ヘリコプターや<u>県警察ヘリコプター</u>による搜索、救助、消火、偵察等を実施する。</p>
8-1 P78	<p>第8章 林野火災対策計画</p> <p>第1節 林野火災予防対策</p> <p>2 予防対策</p> <p>(7) 救助・救援及び医療救護体制の整備</p> <p>④ 市の役割</p> <p>カ 緊急消防援助隊の要請及び受援</p> <p>消防本部は、<u>緊急消防援助隊いわき市受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>	<p>誤記の修正</p>	<p>第8章 林野火災対策計画</p> <p>第1節 林野火災予防対策</p> <p>2 予防対策</p> <p>(7) 救助・救援及び医療救護体制の整備</p> <p>④ 市の役割</p> <p>カ 消緊急消防援助隊の要請及び受援</p> <p>消防本部は、<u>いわき市緊急消防援助隊受援計画</u>に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。</p>
8-2 P83	<p>第8章 林野火災対策計画</p> <p>第2節 林野火災応急対策</p> <p>3 搜索、救助・救急及び医療救護活動</p> <p>(1) 県、県警察本部</p> <p>ア 市長から要請があったときは、消防防災ヘリコプターや<u>ドクターヘリ</u>による搜索、救助、消火、偵察等を実施する。</p>	<p>内容の適正化を図るために修正する。</p>	<p>第8章 林野火災対策計画</p> <p>第2節 林野火災応急対策</p> <p>3 搜索、救助・救急及び医療救護活動</p> <p>(1) 県、県警察本部</p> <p>ア 市長から要請があったときは、消防防災ヘリコプターや<u>県警察ヘリコプター</u>による搜索、救助、消火、偵察等を実施する。</p>

章 ・節	現 行 計 画	修正 理由	修 正 案																																
1-5 P5	<p>第1章 総則</p> <p>第5節 計画の基礎とする災害の想定</p> <p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>（表2）原子力発電所の状況に応じた防護措置を実施する <u> </u> 基準</p> <table border="1" data-bbox="350 653 1412 1465"> <tr> <td>区分</td> <td>福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通</td> <td>福島第一原子力発電所（1.2.5.6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）</td> <td>福島第一原子力発電所（3.4号機）※1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態</td> <td>○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合。 ○福島県において大津波警報が発令された場合。</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>敷地境界付近において、$5\mu\text{Sv/h}$以上（※2）の放射線量を検出した場合。</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>敷地境界付近において、$5\mu\text{Sv/h}$以上（※2）の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 福島第一原子力発電所の3, 4号機については、使用済燃料貯蔵槽から使用済燃料の取り出しが完了しているため、使用済燃料貯蔵槽の水位によるEALの適用が除外されている。</p> <p>※2 福島第一原子力発電所の場合は、3ヶ月平均のバックグラウンド+$5\mu\text{Sv/h}$以上</p> <hr/>	区分	福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通	福島第一原子力発電所（1.2.5.6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）	福島第一原子力発電所（3.4号機）※1	警戒事態	○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合。 ○福島県において大津波警報が発令された場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合。		施設敷地緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合。		全面緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。		<p>語句の修正</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第5節 計画の基礎とする災害の想定</p> <p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>（表2）原子力発電所の状況に応じた防護措置を実施する <u>主な</u> 基準</p> <table border="1" data-bbox="1617 653 2680 1465"> <tr> <td>区分</td> <td>福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通</td> <td>福島第一原子力発電所（1.2.5.6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）</td> <td>福島第一原子力発電所（3.4号機）※1</td> </tr> <tr> <td>警戒事態</td> <td>○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合。 ○福島県において大津波警報が発令された場合。</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>敷地境界付近において、$5\mu\text{Sv/h}$以上（※2）の放射線量を検出した場合。</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>敷地境界付近において、$5\mu\text{Sv/h}$以上（※2）の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1 福島第一原子力発電所の3, 4号機については、使用済燃料貯蔵槽から使用済燃料の取り出しが完了しているため、使用済燃料貯蔵槽の水位によるEALの適用が除外されている。</p> <p>※2 福島第一原子力発電所の場合は、3ヶ月平均のバックグラウンド+$5\mu\text{Sv/h}$以上</p> <p>※3 <u>原子力災害対策指針に記載されている基準を掲載しており、各事業所において個別のEALを設定している。</u></p>	区分	福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通	福島第一原子力発電所（1.2.5.6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）	福島第一原子力発電所（3.4号機）※1	警戒事態	○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合。 ○福島県において大津波警報が発令された場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合。		施設敷地緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合。		全面緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。	
区分	福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通	福島第一原子力発電所（1.2.5.6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）	福島第一原子力発電所（3.4号機）※1																																
警戒事態	○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合。 ○福島県において大津波警報が発令された場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合。																																	
施設敷地緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合。																																	
全面緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。																																	
区分	福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所共通	福島第一原子力発電所（1.2.5.6号機）、福島第二原子力発電所（1～4号機）	福島第一原子力発電所（3.4号機）※1																																
警戒事態	○発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合。 ○福島県において大津波警報が発令された場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合。																																	
施設敷地緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合。																																	
全面緊急事態	敷地境界付近において、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（※2）の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。																																	

1-8 P9	第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 2 福島県	県地域 防災計 画の反 映	第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 2 福島県												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県教育庁</td> <td>(1) 県内の小・中学校_____及び県立高校に対する放射線等に係る知識の普及に関する事 (2) 児童、生徒の安全の確保に関する事 (3) 退避、避難等に係る学校施設の提供に関する事 (4) 小・中学校_____及び県立高校への災害情報の伝達、広報に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関		事務又は業務の大綱	福島県教育庁	(1) 県内の小・中学校_____及び県立高校に対する放射線等に係る知識の普及に関する事 (2) 児童、生徒の安全の確保に関する事 (3) 退避、避難等に係る学校施設の提供に関する事 (4) 小・中学校_____及び県立高校への災害情報の伝達、広報に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県教育庁</td> <td>(1) 県内の小・中学校・<u>義務教育学校</u>及び県立高校に対する放射線等に係る知識の普及に関する事 (2) 児童、生徒の安全の確保に関する事 (3) 退避、避難等に係る学校施設の提供に関する事 (4) 小・中学校・<u>義務教育学校</u>及び県立高校への災害情報の伝達、広報に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	事務又は業務の大綱	福島県教育庁	(1) 県内の小・中学校・ <u>義務教育学校</u> 及び県立高校に対する放射線等に係る知識の普及に関する事 (2) 児童、生徒の安全の確保に関する事 (3) 退避、避難等に係る学校施設の提供に関する事 (4) 小・中学校・ <u>義務教育学校</u> 及び県立高校への災害情報の伝達、広報に関する事					
関係機関	事務又は業務の大綱														
福島県教育庁	(1) 県内の小・中学校_____及び県立高校に対する放射線等に係る知識の普及に関する事 (2) 児童、生徒の安全の確保に関する事 (3) 退避、避難等に係る学校施設の提供に関する事 (4) 小・中学校_____及び県立高校への災害情報の伝達、広報に関する事														
関係機関	事務又は業務の大綱														
福島県教育庁	(1) 県内の小・中学校・ <u>義務教育学校</u> 及び県立高校に対する放射線等に係る知識の普及に関する事 (2) 児童、生徒の安全の確保に関する事 (3) 退避、避難等に係る学校施設の提供に関する事 (4) 小・中学校・ <u>義務教育学校</u> 及び県立高校への災害情報の伝達、広報に関する事														
1-8 P10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京航空局 <u>仙台空港事務所</u></td> <td>(1) 航空機の安全航行に関する事 (2) 原子力発電所上空の飛行規制に関する事</td> </tr> <tr> <td><u>福島地方気象台</u></td> <td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	事務又は業務の大綱	東京航空局 <u>仙台空港事務所</u>	(1) 航空機の安全航行に関する事 (2) 原子力発電所上空の飛行規制に関する事	<u>福島地方気象台</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事	語句の 修正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京航空局 <u>福島空港出張所</u></td> <td>(1) 航空機の安全航行に関する事 (2) 原子力発電所上空の飛行規制に関する事</td> </tr> <tr> <td><u>仙台湾区気象台(福島地方気象台)</u></td> <td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	事務又は業務の大綱	東京航空局 <u>福島空港出張所</u>	(1) 航空機の安全航行に関する事 (2) 原子力発電所上空の飛行規制に関する事	<u>仙台湾区気象台(福島地方気象台)</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
関係機関	事務又は業務の大綱														
東京航空局 <u>仙台空港事務所</u>	(1) 航空機の安全航行に関する事 (2) 原子力発電所上空の飛行規制に関する事														
<u>福島地方気象台</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事														
関係機関	事務又は業務の大綱														
東京航空局 <u>福島空港出張所</u>	(1) 航空機の安全航行に関する事 (2) 原子力発電所上空の飛行規制に関する事														
<u>仙台湾区気象台(福島地方気象台)</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事														
1-8 P11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)<u>(福島ーいわき支店)</u> NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社</td> <td>(1) 通信の確保に関する事 (2) 災害時優先電話に関する事 (3) 仮設回線の設置に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株) <u>(福島ーいわき支店)</u> NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社	(1) 通信の確保に関する事 (2) 災害時優先電話に関する事 (3) 仮設回線の設置に関する事	語句の 修正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)<u>ー福島支店</u></td> <td>(1) 通信の確保に関する事 (2) 災害時優先電話に関する事 (3) 仮設回線の設置に関する事</td> </tr> <tr> <td>NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係機関	事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株) <u>ー福島支店</u>	(1) 通信の確保に関する事 (2) 災害時優先電話に関する事 (3) 仮設回線の設置に関する事	NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社			
関係機関	事務又は業務の大綱														
東日本電信電話(株) <u>(福島ーいわき支店)</u> NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社	(1) 通信の確保に関する事 (2) 災害時優先電話に関する事 (3) 仮設回線の設置に関する事														
関係機関	事務又は業務の大綱														
東日本電信電話(株) <u>ー福島支店</u>	(1) 通信の確保に関する事 (2) 災害時優先電話に関する事 (3) 仮設回線の設置に関する事														
NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社															

<p>2-6 P22</p>	<p>KDDI(株) ソフトバンク (株)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第6節 緊急事態応急体制の整備 2 災害対策本部体制等の整備</p> <p style="text-align: center;">緊急事態区分と防護措置について</p> <p>国は、緊急事態を「警戒事態」「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分している。</p>	<p>誤記の 修正</p>	<p>KDDI(株) ソフトバンク (株)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第6節 緊急事態応急体制の整備 2 災害対策本部体制等の整備</p> <p style="text-align: center;">緊急事態区分と防護措置について</p> <p>国は、緊急事態を「警戒事態」「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分している。</p>					
<p>区 国 分 の</p>	<p style="text-align: center;">防護措置を講ずる事象の基準 ※太枠は国が定めたもの</p> <p style="text-align: center;">防護措置の概要</p> <table border="1" data-bbox="320 894 1463 1388"> <tr> <td data-bbox="320 894 424 1388"> <p>全 面 緊 急 事 態</p> </td> <td data-bbox="424 894 1124 1388"> <p>原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準 ・<u>管理区域外の場所において火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50マイクロシーベルト/時の放射線量の水準が10分間以上継続して検出された場合、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</u> ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 など</p> </td> <td data-bbox="1124 894 1463 1388"> <p>PAZ内の住民避難実施等、UPZ及び以遠で、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。継続される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施。</p> </td> </tr> </table>		<p>全 面 緊 急 事 態</p>	<p>原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準 ・<u>管理区域外の場所において火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50マイクロシーベルト/時の放射線量の水準が10分間以上継続して検出された場合、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</u> ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 など</p>	<p>PAZ内の住民避難実施等、UPZ及び以遠で、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。継続される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施。</p>	<p style="text-align: center;">防護措置を講ずる事象の基準 ※太枠は国が定めたもの</p> <p style="text-align: center;">防護措置の概要</p> <table border="1" data-bbox="1584 894 2730 1388"> <tr> <td data-bbox="1584 894 1688 1388"> <p>全 面 緊 急 事 態</p> </td> <td data-bbox="1688 894 2368 1388"> <p>原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準 ・<u>敷地境界付近等の放射線測定設備において、1時間あたりの数値に換算した数値が、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。</u> ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 など</p> </td> <td data-bbox="2368 894 2730 1388"> <p>PAZ内の住民避難実施等、UPZ及び以遠で、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。継続される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施。</p> </td> </tr> </table>	<p>全 面 緊 急 事 態</p>	<p>原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準 ・<u>敷地境界付近等の放射線測定設備において、1時間あたりの数値に換算した数値が、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。</u> ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 など</p>
<p>全 面 緊 急 事 態</p>	<p>原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準 ・<u>管理区域外の場所において火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50マイクロシーベルト/時の放射線量の水準が10分間以上継続して検出された場合、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</u> ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 など</p>	<p>PAZ内の住民避難実施等、UPZ及び以遠で、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。継続される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施。</p>						
<p>全 面 緊 急 事 態</p>	<p>原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準 ・<u>敷地境界付近等の放射線測定設備において、1時間あたりの数値に換算した数値が、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合。</u> ・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。 など</p>	<p>PAZ内の住民避難実施等、UPZ及び以遠で、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。継続される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施。</p>						
<p>2-7 P27</p>	<p>第7節 避難収容活動体制の整備 3 避難行動要支援者に関する措置 (3) 市は、避難行動要支援者制度の周知に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を基に個別____計画を作成し、避難支援等関係者との間で情報共有を図ることで、円滑な避難支援体制の構築に努める。ただし、一般災害における避難行動要支援者名簿を基に作成された個別____計画を共有し、必要に応じて原子力災害に準用する場合の調整を行った場合は、これをもって原子力災害における個別____計画の作成とみなす。</p>	<p>語句の 修正</p>	<p>第7節 避難収容活動体制の整備 3 避難行動要支援者に関する措置 (3) 市は、避難行動要支援者制度の周知に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を基に個別<u>避難</u>計画を作成し、避難支援等関係者との間で情報共有を図ることで、円滑な避難支援体制の構築に努める。ただし、一般災害における避難行動要支援者名簿を基に作成された個別<u>避難</u>計画を共有し、必要に応じて原子力災害に準用する場合の調整を行った場合は、これをもって原子力災害における個別<u>避難</u>計画の作成とみなす。</p>					

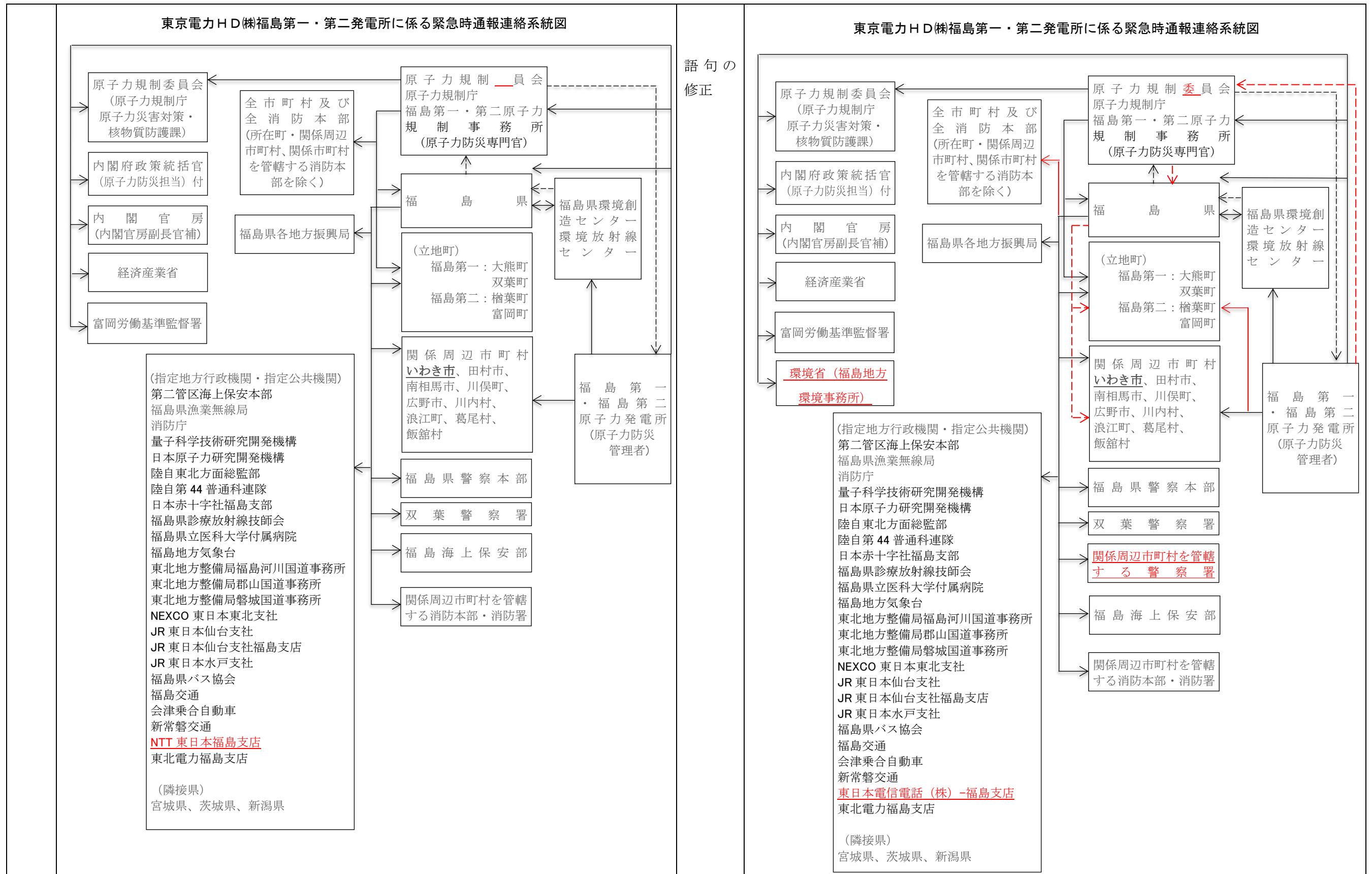
<p>2-9 P30</p>	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>市は、国立研究開発法人<u>放射線医学総合研究所</u>、指定公共機関等からのモニタリング及び医療等に関する専門家の現地への移送（最寄のヘリポートの場所や指定利用手続き、ヘリポートから現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p>	<p>語句の修正</p>	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>市は、国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所</u>、指定公共機関等からのモニタリング及び医療等に関する専門家の現地への移送（最寄のヘリポートの場所や指定利用手続き、ヘリポートから現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p>																																												
<p>2-9 P31</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">いわき市道</td> <td>榎町・九反町線</td> <td>市営小名浜球場を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>三倉・尼子線</td> <td>いわき地方振興局を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>南町・東荒田線</td> <td>国道6号～常磐勿来線</td> </tr> <tr> <td>内郷・平線</td> <td>国道49号～福島労災病院</td> </tr> <tr> <td>田町・三崎線</td> <td><u>NTT東日本いわき</u></td> </tr> <tr> <td>小太郎町・尼子町線</td> <td>支店を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>長尾・仲山線</td> <td>松村総合病院を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>十五町目・若葉台線</td> <td>市営平球場を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>久保・下矢田線</td> <td>国道6号～国道6号バイパス 江名常磐線～かしま病院</td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	いわき市道	榎町・九反町線	市営小名浜球場を結ぶ	三倉・尼子線	いわき地方振興局を結ぶ	南町・東荒田線	国道6号～常磐勿来線	内郷・平線	国道49号～福島労災病院	田町・三崎線	<u>NTT東日本いわき</u>	小太郎町・尼子町線	支店を結ぶ	長尾・仲山線	松村総合病院を結ぶ	十五町目・若葉台線	市営平球場を結ぶ	久保・下矢田線	国道6号～国道6号バイパス 江名常磐線～かしま病院	<p>語句の修正</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">いわき市道</td> <td>榎町・九反町線</td> <td>市営小名浜球場を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>三倉・尼子線</td> <td>いわき地方振興局を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>南町・東荒田線</td> <td>国道6号～常磐勿来線</td> </tr> <tr> <td>内郷・平線</td> <td>国道49号～福島労災病院</td> </tr> <tr> <td>田町・三崎線</td> <td><u>東日本電信電話（株）－福島</u></td> </tr> <tr> <td>小太郎町・尼子町線</td> <td>支店を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>長尾・仲山線</td> <td>松村総合病院を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>十五町目・若葉台線</td> <td>市営平球場を結ぶ</td> </tr> <tr> <td>久保・下矢田線</td> <td>国道6号～国道6号バイパス 江名常磐線～かしま病院</td> </tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	いわき市道	榎町・九反町線	市営小名浜球場を結ぶ	三倉・尼子線	いわき地方振興局を結ぶ	南町・東荒田線	国道6号～常磐勿来線	内郷・平線	国道49号～福島労災病院	田町・三崎線	<u>東日本電信電話（株）－福島</u>	小太郎町・尼子町線	支店を結ぶ	長尾・仲山線	松村総合病院を結ぶ	十五町目・若葉台線	市営平球場を結ぶ	久保・下矢田線	国道6号～国道6号バイパス 江名常磐線～かしま病院
種別	路線名	区間																																													
いわき市道	榎町・九反町線	市営小名浜球場を結ぶ																																													
	三倉・尼子線	いわき地方振興局を結ぶ																																													
	南町・東荒田線	国道6号～常磐勿来線																																													
	内郷・平線	国道49号～福島労災病院																																													
	田町・三崎線	<u>NTT東日本いわき</u>																																													
	小太郎町・尼子町線	支店を結ぶ																																													
	長尾・仲山線	松村総合病院を結ぶ																																													
	十五町目・若葉台線	市営平球場を結ぶ																																													
	久保・下矢田線	国道6号～国道6号バイパス 江名常磐線～かしま病院																																													
種別	路線名	区間																																													
いわき市道	榎町・九反町線	市営小名浜球場を結ぶ																																													
	三倉・尼子線	いわき地方振興局を結ぶ																																													
	南町・東荒田線	国道6号～常磐勿来線																																													
	内郷・平線	国道49号～福島労災病院																																													
	田町・三崎線	<u>東日本電信電話（株）－福島</u>																																													
	小太郎町・尼子町線	支店を結ぶ																																													
	長尾・仲山線	松村総合病院を結ぶ																																													
	十五町目・若葉台線	市営平球場を結ぶ																																													
	久保・下矢田線	国道6号～国道6号バイパス 江名常磐線～かしま病院																																													
<p>2-10 P33</p>	<p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備</p> <p>市は、対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤を事前配備し、速やかに安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、対策指針では特定原子力施設である福島第一原発に関する対策として安定ヨウ素剤の服用は必要ないとされたこと、福島第二原発については廃止措置が決定したものの、当面の間、使用済燃料が敷地内で保管されること、さらに、市の50キロ圏内には東海第二発電所があることなどを勘案して、今後も引き続き事前配備を継続するかどうかなどの方策を検討することとする。</p> <p>(1) 事前配布体制の整備</p> <p>イ 市は、緊急時に速やかに受け取ることが困難な住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、窓口での説明や動画視聴等の方法により、服用<u> </u>方法のほか禁忌者やアレルギー等の注意点等を周知し、必要量のみを配布するものとする。</p> <p>(2) 緊急時における配布体制の整備</p> <p>イ 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際、<u>予防</u>服用の効果、</p>	<p>語句の修正</p>	<p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備</p> <p>市は、対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤を事前配備し、速やかに安定ヨウ素剤の<u> </u>服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、対策指針では特定原子力施設である福島第一原発に関する対策として安定ヨウ素剤の服用は必要ないとされたこと、福島第二原発については廃止措置が決定したものの、当面の間、使用済燃料が敷地内で保管されること、さらに、市の50キロ圏内には東海第二発電所があることなどを勘案して、今後も引き続き事前配備を継続するかどうかなどの方策を検討することとする。</p> <p>(1) 事前配布体制の整備</p> <p>イ 市は、緊急時に速やかに受け取ることが困難な住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、窓口での説明や動画視聴等の方法により、服用<u>・管理</u>方法のほか禁忌者やアレルギー等の注意点等を周知し、必要量のみを配布するものとする。</p> <p>(2) 緊急時における配布体制の整備</p> <p>イ 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際、<u> </u>服用の効果、</p>																																												

いわき市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照

<p>2-10 P34</p> <p>2-13 P35</p> <p>3-2 P41</p> <p>3-2 P41</p>	<p>服用対象者、禁忌等に関する説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>5 <u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 市は、国及び県の協力のもと、応急対策を行う<u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材を備蓄するものとする。</p> <p>(2) 市は、応急対策を行う<u>防災業務関係者</u>の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第13節 <u>防災業務関係者</u>の人材育成</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>2 警戒事態発生の通報連絡及び対応</p> <p>(1) 国の対応</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うこととされている。また、国は警戒事態が発生した場合に原子力規制庁緊急時<u>対策</u>センター（ERC：Emergency Response Center）に設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部において、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、その際、併せて気象情報を提供するものとされている。</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生の通報連絡及び対応</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態の通報連絡を受けた場合の対応</p> <p>ア 原子力防災管理者の対応</p> <p>発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちに連絡系統図により、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、所定の様式（<u>原炎法施行規則</u>に定める「<u>第10条通報</u>」様式）により FAX で送付するとともに、電話でその着信を確認することとされている。</p>	<p>県地域 防災計画の 反映</p> <p>県地域 防災計画の 反映</p> <p>語句の 修正</p> <p>誤記の 修正</p>	<p>服用対象者、禁忌等に関する説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>5 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 市は、国及び県の協力のもと、応急対策を行う<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材を備蓄するものとする。</p> <p>(2) 市は、応急対策を行う<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第13節 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の人材育成</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>2 警戒事態発生の通報連絡及び対応</p> <p>(1) 国の対応</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うこととされている。また、国は警戒事態が発生した場合に原子力規制庁緊急時<u>対応</u>センター（ERC：Emergency Response Center）に設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部において、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、その際、併せて気象情報を提供するものとされている。</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生の通報連絡及び対応</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態の通報連絡を受けた場合の対応</p> <p>ア 原子力防災管理者の対応</p> <p>発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちに連絡系統図により、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、所定の様式（<u>原子力事業者防災業務計画</u>に定める「<u>特定事象発生通報（原子炉施設）</u>」様式）により FAX で送付するとともに、電話でその着信を確認することとされている。</p>
---	---	---	---

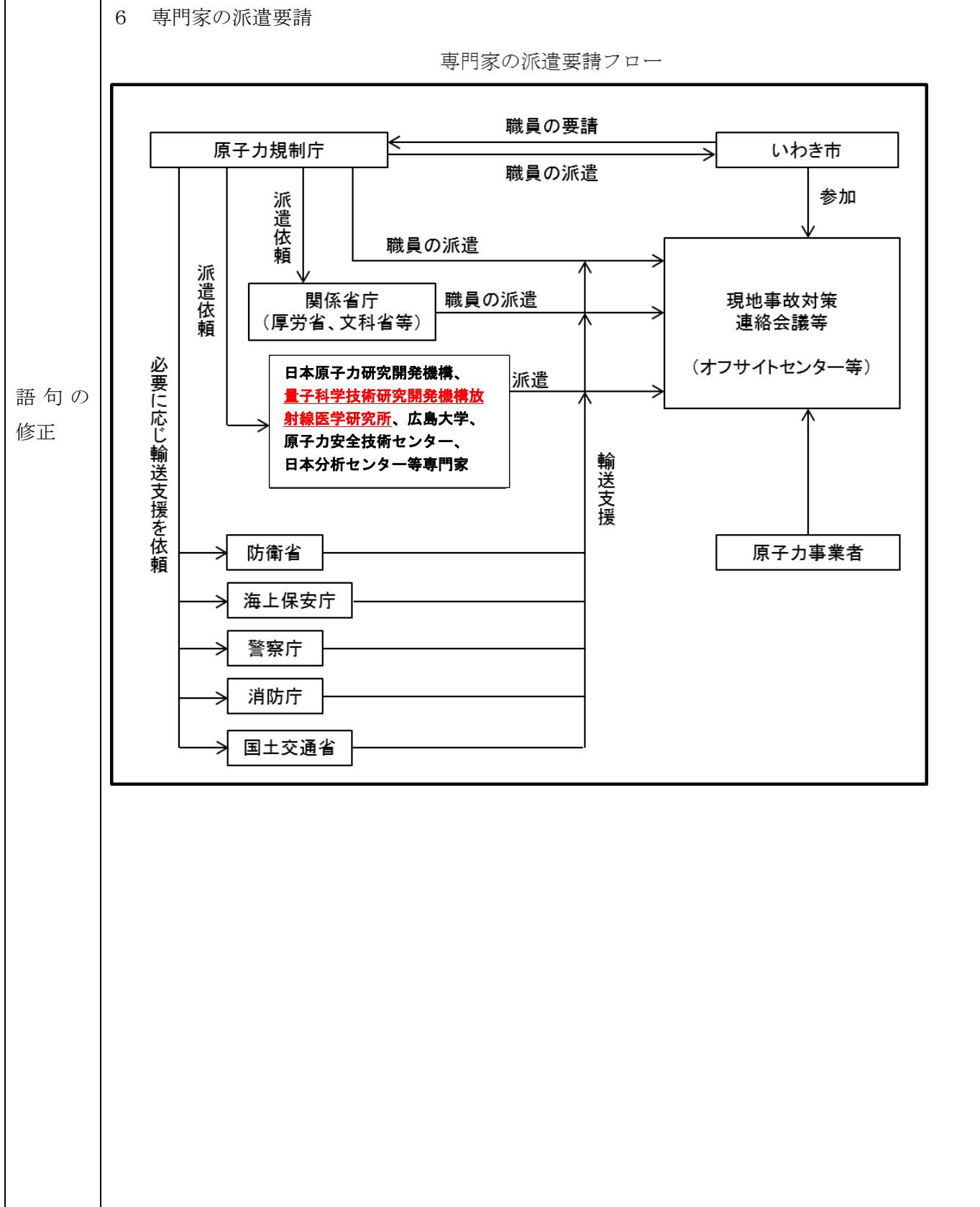
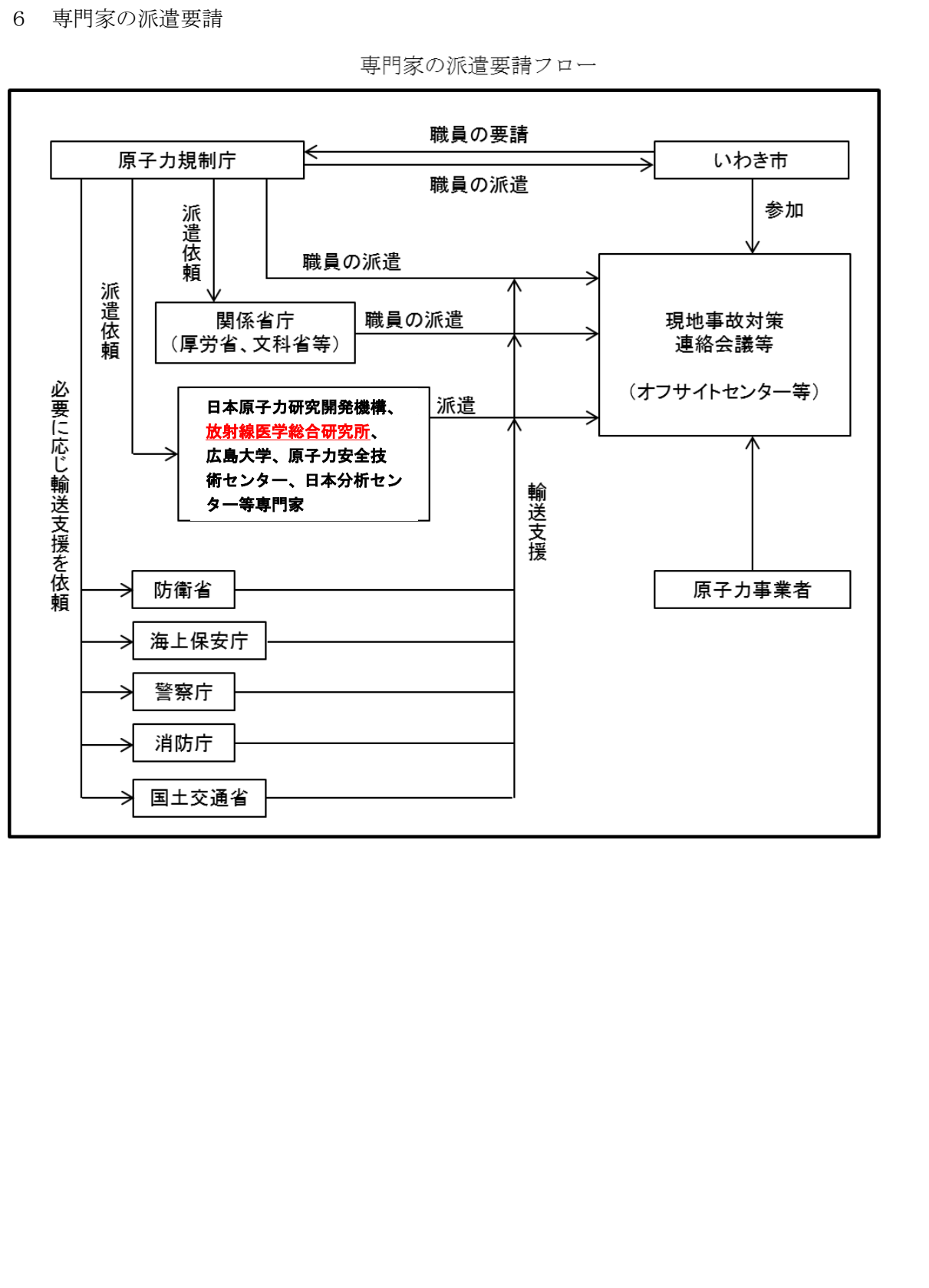
<p>3-2 P44</p>	<p>4 全面緊急事態発生の通報連絡及び対応</p> <p>エ <u>市は、全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、それぞれ実施する対策について国と相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PAZ 内の避難者の対象者の数と避難の方針 ・ UPZ 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 ・ 避難ルート、避難先の概要 ・ 移動手段の確保見込み ・ その他必要な事項 	<p>語句の 修正</p>	<p>4 全面緊急事態発生の通報連絡及び対応</p> <p>エ <u>関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PAZ 内の避難者の対象者の数と避難の方針 ・ UPZ 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 ・ 避難ルート、避難先の概要 ・ 移動手段の確保見込み ・ その他必要な事項
<p>3-2 P46</p>	<p>6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p>		<p>6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p>

いわき市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照



3-2	【指定地方公共機関等連絡系統図】			【指定地方公共機関等連絡系統図】	
P47	連絡担当部局等	連絡先		連絡担当部局等	連絡先
	危機管理部	東日本電信電話(株)福島-いわき支店	語句の修正	危機管理部	東日本電信電話(株)____-福島支店
		報道機関			報道機関
		東北電力ネットワーク(株)いわき電力センター			東北電力ネットワーク(株)いわき電力センター
		(一社) 福島県エルピーガス協会いわき支部			(一社) 福島県エルピーガス協会いわき支部
3-3	第3節 活動体制の確立			第3節 活動体制の確立	
P50	5 オフサイトセンターとの連携			5 オフサイトセンターとの連携	
	(1) 施設敷地緊急事態発生認知後の対応			(1) 施設敷地緊急事態発生認知後の対応	
	市は、施設敷地緊急事態__発生した場合、原子力防災専門官及び原子力事業者等と連携を図りつつ、事故の状況把握に努めるとともに、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力をを行うものとする。また、国がオフサイトセンターにて開催する現地事故対策連絡会議に市職員の派遣要請があった場合には、次の職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。		語句の修正	市は、施設敷地緊急事態が発生した場合、原子力防災専門官及び原子力事業者等と連携を図りつつ、事故の状況把握に努めるとともに、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力をを行うものとする。また、国がオフサイトセンターにて開催する現地事故対策連絡会議に市職員の派遣要請があった場合には、次の職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。	
	さらに、派遣された職員は、状況に応じ現地事故対策連絡会議に出席し、市が行う応急対策の状況及び緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。				さらに、派遣された職員は、状況に応じ現地事故対策連絡会議に出席し、市が行う応急対策の状況及び緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。
	現地事故対策連絡会議へ派遣する職員	副本部長の中から本部長が指名する者 除染対策課員の中から本部長が指名する者	体制変更による修正	現地事故対策連絡会議へ派遣する職員	副本部長の中から本部長が指名する者 _____本部長が指名する者
	(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応				(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応
	原子力災害合同対策協議会への出席	副本部長の中から本部長が指名する者		原子力災害合同対策協議会への出席	副本部長の中から本部長が指名する者
	機能班の活動への従事	除染対策課員の中から本部長が指名する者		機能班の活動への従事	_____本部長が指名する者

3-3
P51



3-3 P52	<p>9 <u>防災業務関係者</u>の安全確保</p> <p>(1) <u>防災業務関係者</u>の安全確保方針</p> <p>市は、<u>防災業務関係者</u>が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう努めるものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、<u>防災業務従事者</u>相互の安全チェック体制に係るマニュアル等の作成など必要な体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>市は、県や防災関係機関等に対し、必要に応じ防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。</p> <p>【国の役割】</p> <p>国の原子力災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する<u>防災業務関係者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を講じるよう指示することとされている。</p> <p>(3) <u>防災業務関係者</u>の放射線防護</p> <p>ア <u>防災業務関係者</u>の放射線防護については、緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。</p> <p>(4) 安全対策</p> <p>ア 市は、応急対策活動を行う市の<u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p>	県地域 防災計 画の反 映	<p>9 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保</p> <p>(1) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保方針</p> <p>市は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう努めるものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>相互の安全チェック体制に係るマニュアル等の作成など必要な体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>市は、県や防災関係機関等に対し、必要に応じ防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。</p> <p>【国の役割】</p> <p>国の原子力災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を講じるよう指示することとされている。</p> <p>(3) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護</p> <p>ア <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護については、緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。</p> <p>(4) 安全対策</p> <p>ア 市は、応急対策活動を行う市の<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p>
3-3 P53	<p>10 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>市は、初期対応段階の緊急避難完了後において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境___モニタリングの総合的な推進及び適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	語句の 修正	<p>10 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>市は、初期対応段階の緊急避難完了後において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境<u>放射線</u>モニタリングの総合的な推進及び適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>
3-4 P55	<p>第4節 屋内退避、避難等の防護措置</p> <p>2 屋内退避又は避難の方法</p> <p>市長は、内閣総理大臣から屋内退避の指示を受けた場合又は自らが屋内退避を必要と判断した場合は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものと</p>		<p>第4節 屋内退避、避難等の防護措置</p> <p>2 屋内退避又は避難の方法</p> <p>市長は、内閣総理大臣から屋内退避の指示を受けた場合又は自らが屋内退避を必要と判断した場合は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものと</p>

<p>3-4 P58</p> <p>第4節 屋内退避、避難等の防護措置</p> <p>3 一時集合場所等</p> <p>(3) 良好な生活環境づくり</p> <p>4-3 P70</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第3節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>2 各種制限措置の解除</p>	<p>する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、市長は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則<u>喚起</u>を行わないよう指示するものとする。</p> <p>また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施困難な場合には、関係市町村により設定されている近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合には、市は県と協議の上、地震による影響がない安全な指定避難所等を関係市町村内外を問わず選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。</p> <p>市は、県の協力のもと、食事供与の状況やトイレの設置状況等を把握し、必要な対策を講じるなど避難先避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう努めるものとする。また、衛生状態の確認のため、必要に応じて、保健所職員による巡回指導等を行うものとする。さらに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保及び配食等の状況を把握し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>なお、ペットを連れて避難するケースも増えていることから、そのためのスペース確保にも配慮するものとする。</p> <p>市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判</p>	<p>誤記の修正</p> <p>県地域防災計画の反映</p>	<p>する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、市長は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則<u>換気</u>を行わないよう指示するものとする。</p> <p>また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施困難な場合には、関係市町村により設定されている近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合には、市は県と協議の上、地震による影響がない安全な指定避難所等を関係市町村内外を問わず選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。</p> <p>第4節 屋内退避、避難等の防護措置</p> <p>3 一時集合場所等</p> <p>(3) 良好な生活環境づくり</p> <p>市は、県の協力のもと、食事供与の状況やトイレの設置状況等を把握し、必要な対策を講じるなど避難先避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう努めるものとする。また、衛生状態の確認のため、必要に応じて、保健所職員による巡回指導等を行うものとする。さらに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保及び配食等の状況を把握し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。</p> <p><u>積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季に置いては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。</u></p> <p>なお、ペットを連れて避難するケースも増えていることから、そのためのスペース確保にも配慮するものとする。</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第3節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>2 各種制限措置の解除</p> <p>市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判</p>
--	--	--------------------------------	--

いわき市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照

	<p>断、国の指導・助言及び指示に基づき、市民の安全が確保できると判断される場合には、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、<u>通行</u>規制、飲食物の出荷制限又は摂取制限等各種制限措置等のうち可能なものを解除するとともに、当該解除の状況を確認するものとする。</p>	<p>語句の修正</p>	<p>断、国の指導・助言及び指示に基づき、市民の安全が確保できると判断される場合には、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、<u>交通</u>規制、飲食物の出荷制限又は摂取制限等各種制限措置等のうち可能なものを解除するとともに、当該解除の状況を確認するものとする。</p>
--	---	--------------	---